

自己点検評価報告書

平成 26 (2014) 年 3 月

ものつくり大学

目 次

基準 1 使命・目的等	1
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	34
基準 4 自己点検・評価	52

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

1-1-②簡潔な文章化

(1) 1-1 の事実の説明及び自己評価

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

- ・ わが国は、資源・エネルギーに乏しく、そのほとんどを海外に依存しているため、わが国の繁栄は、ひとえに輸出品等を生産するものづくりを基盤とした産業の発展にかかっている。そのためには、次代を担う若者が情熱と理想を持ってものづくりに取り組める教育環境を整備拡大していく必要がある。また、わが国で誇れる最高の資源は「人」である。そこで、大学名は、「モノ」と「ヒト」の両方の意味を「もの」という言葉に込めて「ものづくり大学」と命名し、ものづくりの「技」と「知恵」と「心」を併せ持つ有為な人材の育成を目指し、ものづくり大学を設立した。
- ・ 本学は、次の 6 つの基本理念に基づき、技能を基盤としながらも科学・技術・経済・芸術・環境などに基づいた高度な技能と技術とを融合した実践的な教育及び研究を行うことで、豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身につけた技能技術者を育成し、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを目指している。
- ・ 本学の 6 つの基本理念は、次に示すとおりである。
 - ① ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
 - ② 技能と科学・技術・芸術・経済・環境とを連結する教育・研究の重視
 - ③ 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
 - ④ 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視
 - ⑤ ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
 - ⑥ 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視
- ・ 本学の基本理念は、学内向けには、学生便覧「学生生活ガイド」、「履修要項」、「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」に掲載しているほか、大講義室や実習場および会議室などに掲示することにより、学生・教職員に周知するとともに、入学式や新入生ガイダンス、各学科ガイダンス時には、学生保護者に対し、基本理念の骨子を分かり易く説明している。また、学内外向けには、「事業概要」、大学ホームページ (<http://www.iot.ac.jp>) に掲載して教職員に配布するとともに広く公表しているほか、大学パンフレット「大学・大学院案内」に掲載し受験生や保護者及び一般に広く配布している。

【自己評価】

- ・ 大学の基本理念は、「学生生活ガイド」・「履修要項」・「大学・大学院案内」・「事業概要」・「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」・大学ホームページなどに明示されているとともに入学式やガイダンスにおいても説明されている。
- ・ 以上の通り、大学の使命や教育の目的については、簡潔に説明されるとともに明示され学内外に対する周知が図られていると判断している。

【事実の説明】

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 本学の使命・目的の骨子を簡潔に基本理念の6つの項目にまとめ、学内外に分かり易く明示している。

【自己評価】

- ・ 各媒体で明示されている大学の使命や教育の目的は具体的で明確であり、その内容は簡潔に説明されていると判断している。

(2) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も継続して、大学の基本理念を明示し説明を繰り返していく。さらに、大学見学者に対する説明や、公開講座、オープンキャンパス等での大学紹介の機会においても、本学の基本理念を説明し、今後も学内外に向けて周知を図り、理解を深めるように努力する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の事実の説明及び自己評価

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

- ・ 本学の使命・目的は、本学学則第1条に定められており、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することとしている。その技能技術者を育成するための目標に向けた教育・事業の個性・特色では、「初年次教育（フレッシュマンゼミ、創造プロジェクトⅠ～Ⅳ、他）」、「実践的カリキュラム（4クォータ制、本格的な実習を行うための施設・設備の充実、3年次からのコース制、学生プロジェクト他）」、「長期インターンシップ」、「社会（産・官・学・地域）連携の推進」、「きめの細かい就職支援」、「社会人基礎力育成講座Ⅰ～Ⅳ」等がある。また、「長期インターンシップ」では、PBL型インターンシップなどの実践的内容を充実するよう努めている。

【自己評価】

- ・ 使命や教育目的は、「大学案内」、「学則」、「事業概要」を通して明示されており、その内容には個性・特色が反映されていると判断している。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

- ・ 学校教育法第 83 条に基づき、大学の使命・目的を適切に明示している。これは、「ものづくり大学学則第 1 条」に定めている。

【自己評価】

- ・ 使命・目的は、法令等を遵守しているものと判断している。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

- ・ 本学の 6 つの基本理念に基づき、ものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献するために、毎年開催している「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」で企業との意見交換会を実施し、企業からの要望を汲み取ることで常に社会情勢に対応しながら、必要に応じて教育の内容と方法の見直しを行うこととしている。
- ・ 平成 24～26 年度の文部科学省補助金事業「産業界のニーズに応じた教育改善充実体制整備事業」においても関越大学グループ 17 大学とともに産業界のニーズ全般の把握とそれに基づく改善に努めている。

【自己評価】

- ・ ものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命としていることから、常に社会情勢に対応するとともに、わかりやすい表現で、大学の目的を明示しているものと判断している。

(2) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 使命・目的は不変であるが、教育の内容と方法の適切性については、常に社会情勢に対応して、必要に応じて見直しを行い、改善・向上に向けての努力を行っていく。
- ・ 学部・大学院の使命目的について各学科及び研究科の目的を学則に明記する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の事実の説明及び自己評価

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

- ・ 理事会、評議員会、大学運営連絡協議会、教授会、代議員会、大学院研究科委員会、将来計画委員会、各種委員会において継続的に本学の使命・目的の趣旨を確認し、学内諸施策において遵守されることを徹底している。
- ・ 各種委員会および学科会議で審議し、教授会および代議員会で審議・議決する体制を整え審議が行われており、審議の過程や結果において、本学の使命・目的から逸脱することの無いよう配慮されている。また、教授会をはじめとする各会議は、規定に基づき定期的開催されており、構成員は原則として各学科から選出された同数の教員と事務局が出席し、教職員の連携強化あるいは情報の共有化を図り、大学の使命・目的に適合した審議・議決を行う組織として運営されている。
- ・ 教育目的およびそれに基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては教務委員会で作成、改訂し教授会で承認している。それに基づき学科会議にて学科ポリシーを作成、改訂している。アドミッション・ポリシーについては入試委員会で作成、改訂し、教授会において承認を受けている。
- ・ 大学院におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、大学院運営委員会で作成し、大学院研究科委員会において承認を受けている。

【自己評価】

- ・ 理事会、評議員会、大学運営連絡協議会、教授会、代議員会、大学院研究科委員会、将来計画委員会、各種委員会および学科会議において継続的に使命・目的の趣旨を確認し、学内諸施策において遵守されることを徹底していることから、役員、教職員に周知していると判断している。

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

- ・ 大学の基本理念は、学内向けには、学生便覧「学生生活ガイド」、「履修要項」、「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」に掲載しているほか、大講義室や実習場および会議室等に掲示することにより、学生・教職員に周知するとともに、入学式や新入生ガイダンス、各学科ガイダンス時には、学生、保護者に対し、基本理念の骨子を分かり易く説明している。
- ・ また、学内外向けには、「事業概要」、大学ホームページ (<http://www.iod.ac.jp>) に掲載して教職員に配布するとともに広く公表しているほか、大学パンフレット「大学・大学院案内」に掲載し、受験生や一般向けに広く配布している。
- ・ 使命・目的については学生便覧「学生生活ガイド」において、学生に対して分かり易く説明するとともに、学則を掲載し学生および教職員に配布している。また、「規程・規則集」・「大学・大学院案内」・「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」を教職員に配

布し、本学の使命・目的の周知を図っている。更に、新入生ガイダンス及び学科ガイダンス等で、学生に分かり易く説明するほか、「履修要項」における学部や学科の説明、カリキュラムの説明等においても、大学の使命・目的を踏まえた説明を行うことで、その趣旨を周知し、理解を深めさせるようにしている。

- ・ 教育目的は、「規程・規則集」や学生便覧「学生生活ガイド」、大学ホームページに学則を掲載している。学内外に向けては「大学・大学院案内」に明示し、学内外に配布している。また、大学ホームページでは設立趣旨・理念を踏まえて、大学の使命・目的に触れ、分かり易く説明しているほか、ホームページ (<http://www.iot.ac.jp>) で公開している「自己点検評価報告書」にも掲載している。

【自己評価】

- ・ 学内外に広く周知されていると判断している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

- ・ 本学の使命・目的を踏まえた「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」に基づき、将来計画委員会において、学部、学科、研究科、附属機関、事務局、各種委員会での審議結果を集約し、情報の共有化と連携を強化しつつ中長期に加え各年度のそれぞれの到達目標を明確にするとともに、その達成度について相互点検している。
- ・ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針については、従来、「大学・大学院案内」・「学生生活ガイド」・「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」や大学ホームページにおいて明示されてはいたが、文言の統一がなされていなかった。そこで2013年度に教務委員会、大学院研究科運営委員会および学生募集委員会が主体となり、本学の使命・目的を踏まえた「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）」の文言を精査・統一し、教授会の承認を経て、学部・学科、大学院で次の通り明確に定めた。

(1) 技能工芸学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与の方針)

- ・ 所定の期間在学し、本学の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。

【カリキュラム・ポリシー】(教育課程の内容・方法の方針)

- ・ ものづくりに直結する実技・実務教育を重視するとともに、高度の専門能力と創造性ならびに豊かな教養と高い倫理性を兼ね備えた人材を育成するカリキュラム編成とする。

(2) 両学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

①製造学科

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与の方針)

- ・ 卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、製造学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工芸学）の学位を授与する。
 1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
 2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
 3. 工業製品のものづくり実務に関する深い理解を有する。
 4. ものづくり現場での課題創出と課題解決に取り組む力を有する。
 5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の内容・方法の方針）

- ・ ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。
 1. 1・2年次では基礎学力を養うとともに、機械、電気電子、情報、経営等の工学の基礎、工業製品製造のための技術・技能の基礎を学習する。
 2. 2・3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために、先進加工技術、機械デザイン、電気電子・ロボット、情報・マネージメントの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識および技術・技能を学ぶ。
 3. 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のための様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。
 4. 教養科目、専門講義系科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに3・4年次に長期のインターンシップを実施する。
これらを通じて製造分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持ったテクノロジストの育成を目指す。

②建設学科

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与の方針）

- ・ 卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、建設学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工芸学）の学位を授与する。
 1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
 2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
 3. 建築・土木等のものでづくりの実務に関する深い理解を有する。
 4. ものづくり現場での課題創出と実践的な課題解決に取り組む力を有する。
 5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の内容・方法の方針）

- ・ ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

1. 1・2年次では基礎力を養い様々な分野について広く学習し、建設分野の全体像を把握するとともに、3年次での学習の目標を定める。
2. 2・3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために木造建築、都市・建築、仕上げ・インテリア、建築デザインの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識および技術・技能を学ぶ。
3. 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作・設計のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のための様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。
4. 教養科目、専門講義系科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに、2年次および4年次に長期のインターンシップを実施する。
これらを通じて建設分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持つテクノロジストの育成を目指す。

(3) 両学科の【アドミッション・ポリシー】(入学者受入の方針)

ものづくりに関して興味・関心があり、将来、ものづくりに関する分野でその力を発揮したいと願う人で、国語、数学、理科及び英語の基礎を習得し、入学試験種別ごとの条件を満たしていることをアドミッション・ポリシーとし、以下のとおり公表している

推薦入学試験(公募制)・・・下記のいずれかの調査書の評定平均値が3.0以上であること

- ①全教科の評定平均値
- ②3教科(数学・理科・英語)の評定平均値
- ③専門教科の評定平均値

推薦入学試験(ものづくり特待生)・・・ものづくりに関し、次の2つの基準のうち1つを満たしていること

- ①ものづくりに関わる団体主催の大会で優秀な成績を収めていること
- ②ものづくりに関わる課外活動で優秀な成績を収めていること

一般入学試験(学力試験)・・・国語、数学、英語のうち2教科において一定以上の成績を収めること

一般入学試験(学力試験)(学力特待生)・・・国語、数学、英語の3教科において優れた成績を収めること

一般入学試験(総合試験)・・・ものづくりの実作、模型制作、調査に励んでいること、又は自分が得意とすること、あるいは学校、地域において求められることに励んでいること

入試センター利用試験・・・数学、理科、英語のうち2教科において一定以上の成績を収めること

入試センター利用試験(入試センター利用特待生)・・・数学、理科、英語の3教科において優れた成績を収めること

後継者・社会人入学試験・・・将来やりたい、あるいは現在やっているものづくりに熱意をもっていること。現在の仕事、やっていることに励んでいること

帰国子女入学試験・・・ものづくりに熱意をもっていること

外国人留学生入学試験・・・日本語について次の2つの基準のうち1つを満たしていること

- ①財団法人日本国際教育支援協会の「日本語能力試験(N1もしくはN2)」の合格者
- ②独立行政法人日本学生支援機構の「日本留学試験(日本語)」において上記①に準ずる成績を収めていること。

AO 入学試験

ものづくりの実作、模型制作、調査・研究、又は自分が得意とすること、資格取得、あるいは学校、地域において求められている役割、活動などに励んでいること

(4) 大学院の「ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)」、「カリキュラム・ポリシー (教育課程の内容・方針)」、「アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)」

【ディプロマ・ポリシー】

- ・ 修士学位プロジェクト、および研究科の指定する必修科目を含む授業科目の必要単位を習得することで、下記の実践的知識と実務的能力を獲得したものと認め、修士(ものづくり学)の学位を授与する。
 1. 広い視野からものづくりの真の価値を追求する態度と素養を有すること
 2. ものづくり技術や技能を探究する裏付けとなる高度な知識を有すること
 3. 自らがものづくりやものづくりのマネジメントを行える実践力を有すること
 4. ものづくりに関する研究課題を自ら設定し解決する探求力を有すること

【カリキュラム・ポリシー】

- ・ ものづくりを既成の学問体系や産業構造及び職能にとらわれることなく、ものづくり学の視点から総合的に体系化し、これを主要な研究分野とし、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成することとする。
 1. 先端技術のみならず伝統技能や熟練技能を含む高度な技術技能の知識・実践力を育成する
 2. 自らがものづくりに関わる研究課題を設定しかつ解決できる総合力を育成する
 3. 実務課題を導入し、実習やインターンシップを活用するなど、効果的に実践力を育成するよう配慮する

【アドミッション・ポリシー】

- ものづくり学専攻に入学を希望する者は、下記の要件を満たしていることを要する。
 1. 研究あるいは実務の各分野における基礎的知識や技術・技能等の素養を有すること
 2. 本専攻の教育課程における授業内容を理解するための基本的な知識を有すること
 3. ものづくりに関連する各分野において深く探究し、社会に貢献する強い意志を有すること

【自己評価】

- 到達目標計画を明確にするとともに、その達成度についても相互点検しており、3つの方針等への使命・目的及び教育目的が徐々に反映されつつあると確認している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

- ものづくり大学は、図2-1-①「教育研究組織図」に示すごとく、1学部1研究科の単科大学であり、学則に定められた大学の使命・目的が、そのまま教育研究上の目的となっている。この目的を達成するための教育研究組織は、規模・構成の両面において、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。
- 教育研究組織の構成員あるいは実務担当として事務局が携わることで、協力体制を構築し、教員と事務職員の連携強化を図っている。
- 平成21(2009)年度には、教育研究組織の相互関係をより適切なものとするため、委員会の庶務担当である事務局の担当部課等の職掌内容に合わせて、各種委員会の再編成を行い、連携・協力体制の強化を図っており、一定の効果を上げている。

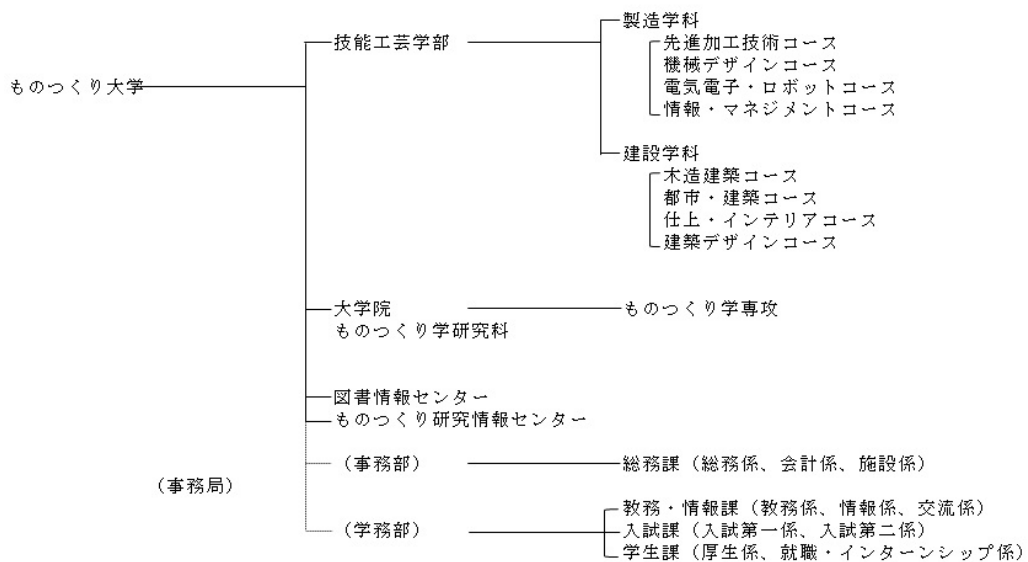


図 2-1-①教育研究組織図 (概要)

- 教育研究上の目的を達成するため、図2-1-②「教育研究に関する会議体組織図→ものづくり大学運営組織図」に示すごとく、代議員会や教授会、各種委員会等が置かれてお

り、各教育研究組織の連携強化と情報共有化を図ることで、相互に適切な関連性を保っている。

代議員会	教授会	危機管理委員会（総務課・学生課）	
		将来計画委員会（教務・情報課）	
		ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（教務・情報課）	
		教務委員会（教務・情報課）	学修対策本部
		点検・評価委員会（教務・情報課）	
		教員再任審査委員会（教務・情報課）	
		入試委員会（入試課）	入試問題作成委員会（入試課）
		学生募集委員会（入試課）	
		国際交流委員会（教務・情報課）	
		学生委員会	
		保健安全委員会（学生課）	
		就職・インターンシップ委員会（学生課）	就職対策本部
		図書情報センター運営委員会（教務・情報課）	情報ネットワーク専門部会（教務・情報課）
		ものづくり研究情報センター運営委員会（ものづくり研究情報センター）	
		広報委員会（総務課）	ホームページ広報小委員会（教務・情報課）
		施設委員会（総務課）	
		安全衛生委員会（総務課）	
		防火対策委員会（総務課）	
		ものづくり大学通信編集委員会（教務・情報課）	
	紀要編集委員会（教務・情報課）		
学科会議（教務・情報課）			
大学院研究科委員会	大学院研究科運営委員会（教務・情報課）		

図 2-1-②教育研究組織図（ものづくり大学運営組織図）

【自己評価】

- ・ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性が図られ、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が連携していると判断している。

1-3①②の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 理想と時代の要請を鑑み、使命・目的を常に見直し、役員、教職員の意見を取り入れつつ策定、改訂できる体制を維持・発展する。

1-3-③④の改善・向上方策（将来計画）

- ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）については、大学設置基準を満たした十分な対応がなされており、現在のところ特に問題はないが、教育課程の体系的な編成、授業科目の内容、教育内容・方法の工夫など教育目的の達成速度をさらに高める努力を継続していくことが重要である。
- 大学設置基準を満たした十分な対応がなされており、現在のところ特に問題はないが、教育課程の体系的な編成、授業科目の内容、教育内容・方法の工夫等は、教育目的の達成度をさらに高める努力を継続していくことが重要である。
- 「成績の評価」を学則に定めているが、より具体化した成績評価基準を学則に規定化するかについて、また、1クォータ当たりの履修登録単位数の上限を16単位としているが、単位数の見直しとその規定化について、教務委員会で検討している。さらに、GPAについて2013年度入学生より実施している。シラバスについては、到達目標および評価基準の記述および分かり易い授業内容の表記への改定がなされた。なお、履修に関する具体的事項は「ものづくり大学履修規程」の改正をすすめている。
- カリキュラムについては、本学の使命・目的に合致したカリキュラム構成を確立するために、学科会議および教務委員会で審議しているところであるが、特に教養教育科目群のカリキュラムの見直しや必要性などの教養教育の組織的な措置が今まで講じられていなかったため教養教育検討部会を2014年度に教務委員会の中に設置し教養教育の確立に努力することとしている。
- 編入学者の入学前の既修得単位の認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき行われているが、認定できる単位数の上限等が規定されていないため、今後、教務委員会で規程の改正を検討することとしている。
- インターンシップについては、平成22（2010）年度から全学の「インターンシップ成果報告会」を開催し、企業からの意見を制度や指導方法などに反映させるとともに、学生と企業との情報交換ができる場としても活用しており、今後更に発展させる。
- 各学科の教育目的を学則上に明示することについては、鋭意検討を行っている。
- アドミッションポリシー（入学者受入の方針）については、大学の基本理念に基づき、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を踏まえ、入学試験種別ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、「AO入学試験ガイド」及び「学生募集要項」に明示しており、受験生への浸透をはかる。
- 教育研究組織相互の関連性は良好に築かれており、特に平成21（2009）年度及び平成22（2010）年度の各種委員会再編成により、連携・協力体制が一層強化されているが、今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各種委員会等の構成などについて検討を行っていく。

[基準1の自己評価]

- ものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命としていることから、常に社会情勢に対応するとともに、わかりやすい表現で、大学の目的を明示しているものと判断している。

- 各媒体で明示されている大学の使命や教育の目的は具体的で明確であり、その内容は簡潔に説明されていると判断している。
- 使命や教育目的は、「大学案内」、「学則」、「事業概要」を通して明示されており、その内容は個性・特色が反映されていると判断している。
- ものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命としていることから、常に社会情勢に対応するとともに、わかりやすい表現で、大学の目的を明示しているものと判断している。
- 理事会、評議員会、大学運営連絡協議会、教授会、大学院研究科委員会、将来計画委員会、各種委員会および学科会議において継続的に基本理念を確認し、学内諸施策において遵守されることを徹底していることから役員、教職員に周知していると判断している。
- 「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」に基づき、将来計画委員会において、学内の各部門・委員会の審議結果を集約し、情報の共有化と連携を強化しつつ、各年度のそれぞれの到達目標計画を明確にするとともに、その達成度についても相互点検しており、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性が図られ、教育目的が達成されていると判断している。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の事実の説明及び自己評価

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

【事実の説明】

- ・ 本学においては、大学の基本理念に基づき、ものづくりに熱意と能力・適性を持ち、将来ものづくりの分野でその力を発揮したいと願う学生を全国から集めることを基本方針として、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を定めており、それを踏まえ今年度ものづくり大学入学者選抜規定を定め、平成 26(2014)年 4 月 1 日から実施することとしている。
- ・ 大学院については、ものづくりに関わる高度な技術の研究・開発や、伝統・高度熟練技能の探求を行い、優れたものづくりを行う実践力をもった技術者の育成をめざし、「技能工芸学」に立脚しつつ、ものづくりに関わる領域を広範にわたって総合的に教育研究し、ものづくりによって人類・社会に貢献するための普遍的理念・高度な方法論を探求する人材を求めており、今年度、学部と同様にアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を定めている。

【自己評価】

- ・ 入学者受入れの方針は明確に定められており、それらの周知についても、適切に行われていると判断している。
- ・ 学部入試については、大学の基本理念に基づき、高等学校段階で習得しておくべき内容水準を踏まえ、入学試験種別ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、「ホームページ」、「AO 入学試験ガイド」および「学生募集要項」に明示している。
- ・ 周知については、ホームページの充実やオープンキャンパス、高校訪問および業者や高校の説明会などを増やしている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

- ・ アドミッション・ポリシーに基づき、本学の求める資質を持った学生を見出すため、多様な入学試験を実施し、本人が得意とする分野で入学試験が受けられるように工夫するとともに、特待生制度や地方入試などの施策を実施し、本学を受験しやすい環境づくりに努めている。
- ・ 推薦入試に関しては、ものづくりに関心があり、本学への入学を強く希望する者を高等学校長からの推薦を尊重して行っている。普段の学校生活で努力し、一定の水準に達している者を評価する試験である。

- ・ AO 入試に関しては、学力では測りきれないものづくりへの思いや高校時代に取り組んだクラブ活動や資格試験などの経験によって培われたものづくりにつながる熱意、能力、適性などを評価する試験である。地方の志願者のために、インターネットによるエントリー、Eメールによる事前相談も選択できることとしている。また、AO 入学試験の回数やレポート等の文字数の統一化を図った。
- ・ 一般入試（学力入試）及びセンター入試利用試験に関しては、基礎学力を身に付けている学生を受け入れる試験である。一般入試（総合試験）は、ものづくりに関する発表、プレゼンテーション、小論文のいずれかを選択し、ものづくりに必要な能力を評価する試験である。
- ・ 後継者・社会人、帰国子女、外国人留学生に対しては、別枠を設けて入試を行っている。
- ・ 年度の初めの入学を原則とするが、本学は1年間を4学期に区切るクォータ制を採用しており、各学期の初めに入学できるクォータ入試も希望に応じて実施できるようにしている。
- ・ 特待生制度に関しては、ものづくりに関して特に優秀な能力を持つ者又は学業が特に優秀な者を選考するとともに経済的な困窮者に対しての援助を目的として年間授業料の全額又は半額を免除することとしている。特待生制度を採用している入試種別は、推薦入試（ものづくり特待生）、一般入試（A日程学力特待生）及び入試センター試験（A日程入試センター利用特待生）である。
- ・ 地方の入学志願者に対する便宜を図るため平成24(2012)年度から福岡県に会場を設け一般入試のA日程の2日間の日程のうち1日のみを実施したところであるが、平成25(2013)年度から福岡県に加え宮城県においても会場を設け一般入試のA日程の2日間とも実施するとともに推薦入試のA日程も実施しているところである。
- ・ 同一入試種別の入学検定料の優遇措置や、コンビニ振込みなどの便宜も図っているところである。

【自己評価】

- ・ 入学者受入れの方針は明確に定められており、それらの周知についても、適切に行われていると判断しているが、地方入試の拡充や地方入学生に対する支援などを検討していくことが必要である。
- ・ 一般入学試験A日程の試験日を複数回設けて受験日選択制を導入するなど、入学試験制度の改善を行っている。
- ・ 地方入試会場を設け、今後も増やすこととしており、改善が期待される。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

【事実の説明】

- ・ 平成25(2013)年5月1日現在で、学部の収容定員1,260人に対し在籍学生数は943人(74.8%)であり、入学定員300人に対し入学者数(編入学を除く)は266人(88.7%)である。収容定員及び入学定員とも、充足できていない。
- ・ 入学者については、定員を満したしたのは平成17年度のみであり、全学的な体制で学生募集委員会を発足し、学生募集に関する企画、立案、評価等を行う体制を整え、学生募集

力の強化を図る一方、過去の入学実績を勘案して入学定員の見直しを行い、平成23(2011)年度入学生から、入学定員を360人から300人に縮減した。

- ・ 出身高校別の地域別志願者数、入学者数の推移は、全体の約8割が関東地方出身者である。
- ・ 女子学生数は、平均約6.3%である。
- ・ 外国人留学生数は、毎年度1名程度である。
- ・ 大学院研究科の入学者数は、入学定員を満たしていない。

【自己評価】

- ・ 多様な入学試験を実施することによって、入学者受け入れ方針に沿った多様な学生が受け入れられていると判断しているが、入学定員、収容定員とも充足しておらず、これらを満たすことが重要な課題と考えている。ここ数年は順調に入学者数を増やしているところであるが、地方入試の拡充、オープンキャンパスの参加者の増加や高等学校訪問などの一層の強化を図っていく必要がある。

(2) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

入学者受け入れの方針に沿った入学者数及び収容定員数の充足が最大の課題であり、次のような施策を検討していくことが必要と判断している。

- ・ 受け入れ方針に沿った多様な入学試験を行っているところであるが、受験者の便宜を考え、ニーズのある地域における地方入試の会場について拡充を図るとともに、高校訪問や大学説明会への参加を増やす必要がある。
- ・ 全国的な学生確保のためには、地方出身の学生に対して何らかの経済的負担を軽減するための施策を実施する必要がある。
- ・ 外国人留学生及び女子学生の増を図る必要がある
- ・ オープンキャンパスについては、一層の参加者数及び個人面談の数を増やし、きめ細かな対応をする必要がある。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の事実の説明及び自己評価

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

- ・ 本学の特徴の一つは実務教育に力点を置いていることである。初年度から専門科目で座学だけでなく、実習を各所に取り入れた教育を実施し、知識だけでなく、体で覚え、経験することでより実践的な技能工芸学の実務者教育を目指すため、学年進行に従った教育課程編成方針を実施している。

- 各学科において当初より 2 か月間（実働 40 日間）以上におよぶ長期インターンシップを外部の企業や研究機関等において実施して、実務体験や課題達成（PBL: Project (Problem) Based Learning）を学ばせ実践的な教育に取り組んでいる。
- 教職員は他大学との情報交換により、大学生のインターンシップのあり方を踏まえた、本学のインターンシップの各段階のブラッシュアップを図っている。
- 本学では、大学設置認可を受け、平成 13(2001)年に開学した当初は、カリキュラム編成上、教養科目という科目群の設定は行っていないが、「ものづくり大学学則」第 22 条第 2 項において「教育課程編成にあたっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」と定めている。従って 1 年次から 3 年次に教養教育を目的とした授業科目を配当し、大学パンフレット「大学・大学院」の中で「一般的教養」科目と表現している。
- 教養教育を行う組織としては、各学科が主体となっている。各学科では、教務委員会の委員を中心としたワーキンググループが教養教育やカリキュラム改善の検討行ってきた。平成 23（2011）年度には、ワーキンググループの充実を図り、学科長と教務委員で構成される学科教務委員会として、定期的に見直しを行っている。
- 全学的に教養教育科目群のカリキュラムの見直しや必要性などの教養教育の組織的な措置が今まで講じられていなかったため、新たに教養教育検討部会を平成 26(2014)年度に教務委員会の中に設置し、教養教育の確立を図ることとした。

【自己評価】

- 「教育課程編成にあたっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」と学則で明確に定められているが、教養教育科目群のカリキュラムの見直しや必要性などの教養教育の組織的な措置が今まで講じられていなかったため教養教育検討部会を設置し教養教育の確立を図ることが必要である。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

- 平成 22（2010）年 9 月には、神本学長が委員長となった FD 推進委員会が設置され、その下に授業改善専門委員会と授業アンケート改善専門委員会の 2 つの専門委員会が組織され、今後の教養教育全般のあり方や授業改善の方向性についても検討する体制を構築した。
- 平成 23（2011）年 2 月に「初年次教育に関する講習会」、平成 23（2011）年 4 月に「教養教育について」を、それぞれ全教員対象に開催し、人間形成のための教養教育の重要性を再認識するとともに、全教員の共通意識を醸成するように努めている。
- 平成 24（2012）年 6 月には、稲永学長が FD 推進委員会の委員長となり、従来の FD の進捗を踏まえ、定着してきた授業アンケートについては教務委員会が中心となって実施し、FD 推進委員会は授業改善に主として取り組むこととした。

- ・平成 24（2012）年 9 月以降は、FD 推進委員会のもとで授業を公開して相互によいところを取り入れあう取り組みや他大学の FD 研修に参加して、その成果を共有する取り組みなどを実施している。
- ・全学的な教養教育科目群のカリキュラムの見直しや必要性などの教養教育の組織的な措置が今まで講じられていなかったため、平成 26(2014)年度に教務委員会の下に教養教育検討部会を組織し、教養教育全般の在り方や授業改善の方向性について検討することとした。

【自己評価】

- ・FD 推進委員会は従来、授業改善専門委員会と授業アンケート専門委員会の 2 つの専門委員会が組織され、今後の教養教育全般のあり方や授業改善の方向性について検討し、現在は授業改善に専念する体制となっており、授業の相互見学や他大学の FD 研修などを踏まえ、改善の方向へと進んでいる。平成 26（2014）年度には、教務委員会の下に教養教育検討部会を組織し、教養教育全般の在り方や授業改善の方向性について検討し、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発がなされるものと判断している。

(2) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の教育目的を踏まえ、座学と実習を併行させる実務者教育を目的とした教育課程編成を実施しており、インターンシップ制度を含めて、より一層の教育課程編成方針の明確化と内容の充実を図る。
- ・教養教育については、従来の学科ごとの検討を超えて教務委員会の下で、教養教育検討部会による組織的検討と位置付けを図る。
- ・学生による授業アンケートや学科会議、委員会による課題の集約を踏まえ、FD 推進委員会が主導する FD 研修会等の授業改善の活動を充実し、教授方法の工夫・開発・向上等に努める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の事実の説明及び自己評価

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

学修支援については、主に以下の様な取り組みを行っている。

1) 入学前学修支援

- ・ AO入学試験及び推薦入学試験（指定校制・公募制）の合格者に対し、入学後に必要となる知識・能力の不足を補うこと、入学までモチベーションを維持し学修習慣を身につけること等を目的として、次の課題により学修支援を行っている。

（製造学科）

課題1 数学の学修

課題2 国語の学修

課題3 英語の学修

（建設学科）

課題 身近にある建造物（2点以上）の歴史や構造、現状での課題についてこれらの課題について、入学後の指導の一助としている。

2) 初年次教育と補習授業

- ・ 1年次に配当されている必修科目「Fゼミ（フレッシュマンゼミ）」（製造学科）、「創造プロジェクトI」（建設学科）では、各学科のアプローチ方法は異なるものの、1年次の担任教員全員が担当し、学生が大学の環境に慣れ良好な人間関係を築きながら、ものづくりへの関心を高め、学修意欲の向上を図っていくように努めている。また、数学や物理等の基礎学力が不足している学生に対し「初めての力学」等の補習授業を実施している。
- ・ 初年時からのキャリア意識教育として、平成22（2010）年度から、キャリアプランノートの配布およびキャリアプラン講座（現社会人基礎力育成講座）の開講により、大学生として自分の学修成果の整理取りまとめを行い、随時見直し・改善などを行わせている。

3) ガイダンス

- ・ 新入生ガイダンス、学科ガイダンス、入寮ガイダンス、履修登録説明ガイダンス、交通安全講習会、大麻等薬物防止講習会、インターンシップ説明ガイダンス、卒業研究関連ガイダンス、就職関連ガイダンス等、必要な時期に十分な情報を学生に提供し、充実した学修計画や学生生活を実現するための学修支援を行っている。

4) 担任制度・ホームルーム

- ・ 担任制度を採用しており、学生一人ひとりの成績の把握に努め、計画的な履修計画を指導・助言するとともに、学修面だけでなく精神面の相談、進路の相談などのきめ細かな学修支援を行っている。また、1～3年次については担任によるホームルームを各学期に1回（4回／年）ずつ行い、学生の状況の把握を積極的に行っている。4年次には原則として研究室に配属され、研究指導教員による学修支援が行われている。

5) ものづくり学修支援

- ・ 「ものづくり工房」は、教員の使用許可のもと、授業時間外でも使用できるので、課題の制作等だけでなく、NHK ロボットコンテスト、全日本学生フォーミュラ、若年者ものづくり競技大会、技能検定、技能五輪全国大会などに向けた課外活動にも広く開放され

ている。学生の自由な発想による創作活動（例えば東京デザイナーズウィーク等に向けた制作）の拠点となっており、技能・技術の向上につながっている。

6) 図書情報センターの学修支援

- ・ 情報ネットワークが整備されており、パソコンや携帯電話を利用して「学内連絡掲示板」や「講義情報掲示板」にアクセスし、大学からの連絡事項や、休講・補講情報を見ることができる。
- ・ 図書情報センターでは、試験期間に合わせ各クォータ（学期）末の 2 週間、開館時間を 30 分延長し、学生に自習の場を提供している。

7) オフィスアワー

- ・ 学年ごとの枠を越えた専門分野に関する学習支援としてオフィスアワーを実施し、掲示等により学生に周知を図っている。

8) 学修対策本部

- ・ 平成 24(2012)年度に学修対策本部を立ち上げ、学修支援への取り組みを強化している。構成員にカウンセラーを加え、精神的ケアを含めた支援の方策について検討している。
- ・ 成績不良等による退学者、留年者への対応策としては、上記の担任制度を活かし、成績不良の学生や出席率の低い学生に対し、担任が学生本人や保護者に連絡するなどのフォローを行っている。また、退学希望者に対しては、必ず担任が面談し、退学理由や退学後の進路等について確認をした上で退学願を提出することにしており、きめ細かい指導を行っている。

9) 授業支援

・ 教務職員の配置

各学科に教務職員を 2 人配置している。教務職員の主な職務は、教材作成や授業の事前準備、実習場の環境整備、実験実習の補助などであり、「学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程」第 10 条に、その職務は「学生の実験、実習に関する教員の職務を助ける。」と定められている。また、教務職員の選考は、「ものづくり大学教務職員の選考に関する規程」に基づき、各学科で行われる。

・ 専門分野の非常勤講師

本学は実技教育に重点を置いた実践的なカリキュラムを展開しており、安全の確保と、技能・技術の確実な修得を目指し、各専門分野から多くの非常勤講師（製造学科 75 名、建設学科 207 名、大学院 26 名（平成 25（2013）年度））を確保し、少人数制による実験・実習を実施している。

・ TA の活用

実験・実習の補助、設計やコンピュータ等の演習の補助として、TA(Teaching Assistant)を配置している。TA（製造学科 44 名、建設学科 24 名（平成 25（2013）年度）には本学の大学院生および学部 4 年次を、本人の勉学や研究に影響を及ぼさないよう配慮しながら

採用している。また、TAを経験することで、本人の自己啓発やコミュニケーション能力の向上につながることも期待している。

10) アンケートの活用

- ・ 学生による授業アンケートをはじめ、新入生アンケート、卒業生アンケートを実施し、集計結果をすべての教職員が共有することによって学修および授業支援の体制改善の資料として活用している。また、平成 22(2010)年度に設置された FD 推進委員会および教務委員会を中心に、授業アンケート結果等の活用方法の改善や教育研究の向上のための検討を行っているほか、全教職員を対象とした FD 研修会を開催した。平成 25 (2013)年度の FD 研修会は、これまで 2 回開催され、「FD セミナー参加報告・ティーチング・ティップス紹介」、「高等学校の生徒指導手法に学ぶ」をテーマに授業支援体制の向上を図っている。

【自己評価】

- ・ 教員と職員の協働並びに、担任制度や TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援は充実していると判断している。
- ・ 授業アンケート等を踏まえた FD も進展している。

(2) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 支援体制については、特に問題はないが、今後も社会状況や学生のニーズに配慮しながら、教職員が連携し強化・改善を図っていく。
- ・ 担任制度が活用されている一方、オフィスアワー制度が学生にあまり浸透していない。今後、オフィスアワーを継続することの是非を含めて、効果的なオフィスアワーの活用方法を更に検討する必要がある。
- ・ 成績不良等による退学者については、学修対策本部を強化し有効に活用しながら、今後も退学者の減少に努める。
- ・ FD 推進委員会を中心に教員の FD 活動の推進を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の事実の説明及び自己評価

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

1) 単位認定

- ・ 単位の認定については、「単位の授与」、「成績の評価」、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修」、「大学以外の教育施設等における学修」、「入学前の既修得単位の認定」、「卒業に必要な単位数」を「ものづくり大学学則」に定めており、「試験」、「成績評価」

を「ものづくり大学履修規程」に定め学生及び教職員に配布している「履修要項」に明示し、適用している。

- ・ 編入学者の単位認定については、「ものづくり大学編入学規程」に基づき、単位の認定を行っているが、認定単位数の上限については規定されていないため、学則に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて行われている。
- ・ 放送大学と単位互換協定を締結しており、本学の学生が放送大学で取得した単位は、10単位を限度として、本学で取得した単位と同等のものとして認定され、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- ・ 泰日工業大学（タイ国）をはじめ、海外の3大学と協定を結んでおり、双方で協議することにより単位互換が可能になっている。

2) 進級要件

- ・ 進級要件については特に定めていないため、単位の取得状況に関わらず進級するが、「インターンシップ」や「卒業研究」等の授業科目には各学科で履修条件を設定しており、単位の取得状況が履修条件に満たない場合には、再履修科目や下級年次開講科目など他の授業科目を履修することになる。

3) 卒業要件

- ・ 卒業要件については、「卒業」及び「学士」が「ものづくり大学学則」、「ものづくり大学学位規則」に定められているとともに、ディプロマ・ポリシーにより具現化している。
- ・ 具体的な、卒業要件に関し、学生に配布している「履修要項」に明示している。
- ・ 卒業要件に基づき、各学科で、卒業研究発表会の後、卒業判定会議が開催される。
- ・ 各学科の卒業判定結果は、教務委員会での審議を経て、教授会に提案され審議の上、卒業を認定しており、卒業要件は厳正に適用されている。

4) 大学院ものづくり学研究科の単位認定及び修了要件

- ・ 大学院ものづくり学研究科についても、単位認定及び修了要件については「ものづくり大学大学院学則」及び「ものづくり大学学位規則」に定められ、学生及び教職員に配布している「大学院履修要項」に明示している。
- ・ 修了要件に基づき、大学院研究科運営委員会で修了判定が行われ、その結果は研究科委員会に提案される。研究科委員会での審議を経て修了を認定しており、修了要件は厳正に適用されている。

5) 成績評価基準

- ・ 成績評価基準は、「ものづくり大学学則（第27条）」、「ものづくり大学履修規程」に基づき、具体化した評価基準を「履修要項」に明示し学生および教職員に配布している。
- ・ 各授業科目の成績評価方法については、シラバスに明示しているほか、各授業の初回に担当教員から説明を行うなどして、学生への周知徹底を図っている。
- ・ 平成25(2013)年度よりGPA(Grade Point Average)制度を導入し、成績評価結果を得点化し評価値を算出することで席次を確定しており、厳正な成績評価に努めている。

- ・ 成績質問期間を設けており、学生が成績評価結果に質疑のある場合には所定の用紙で質問申請をすることができ、厳正な成績評価とともに、成績結果に対する学生の理解を深める工夫がなされている。

【自己評価】

- ・ 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用に付いては適正に行われていると判断している。

(2) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 大学設置基準を満たした十分な対応がなされており、現在のところ特に問題はないが。教育課程の体系的な編成、授業科目の内容、教育内容・方法の工夫等については、教育目的の達成度をさらに高めた卒業、修了認定とする努力を継続していくことが重要である。
- ・ 「成績の評価」を学則に定めているが、より具体化した成績評価基準の規定化については、慎重に検討を行う必要がある。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の事実の説明及び自己評価

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

- ・ 教員と事務局職員による就職・インターンシップ委員会及び就職支援本部を設け、随時合同で会議を開催して就職及びインターンシップにかかる推進方策の検討や情報交換を行い、教職員が一体となって進路指導に当たっている。
- ・ 各学年に社会人基礎力育成講座を設け社会人としての基礎的な資質の向上を図るとともに、キャリアプランノートを配布し、学期ごとに目標設定及び振り返りをさせることによりキャリア設計に対する意識の醸成を図っている。
- ・ 製造学科の3・4年次、建設学科の2・4年次にそれぞれ40日間の長期インターンシップを実施し、社会観・職業観の形成や、職場におけるルール・マナーの習得など社会的・職業的自立能力の大幅な向上を図っている。
- ・ インターンシップについては、平成24（2012）年度から産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業に採択され、自立的人材育成のためのPBL型インターンシップの高度化に取り組み、質的な向上を図ることにより教育効果の引き上げに努めている。PBL型インターンシップについては、平成25（2013）年度には、「研究技術開発型」、「ものづくり型」「技術・技能向上型」の3分野でそれぞれ3件、2件、3件の計8件を実施した。
- ・ 教育課程外としては、就職支援システムを構築して随時求人情報が閲覧できるようにするとともに、教員による研究室所属学生への全般的進路指導及び学生課による個別相談

など教員と学生課が連携して学生への対応に当たっている。また、キャリアカウンセラー2人による週2～3日のカウンセリングを実施し技術面や精神面でのアドバイスを行うなど、専門的な見地からのサポート体制も整備している。

- ・ 就職支援の複線化として、ハローワークジョブサポーターに定期的にも相談指導を依頼するなど、ハローワークとの連携も深めている。
- ・ 就職力の向上を図るため、年に15～20回程度の就職ガイダンス・就職セミナー開催や就業力達成度確認合宿を実施するとともに、企業を知るための合同企業説明会や中小企業見学会を開催している。
- ・ 教育課程内外を通じた指導の結果、就職内定率については96%（製造学科93%、建設学科98.8%）を達成し、インターンシップについては213名（製造学科76名、建設学科137名）が履修した（平成25（2013）年度）。

【自己評価】

- ・ 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されていると判断している。

(2) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 技術的側面の強い教育課程外の進路指導のみならず、社会人としての基礎的要素・資質の向上をはかる教育課程内のキャリア教育である社会人基礎力育成講座の充実に力を入れ、バランスの取れたキャリア支援をさらに推進する。
- ・ インターンシップの社会人基礎力育成効果の大きさに鑑み、より教育効果の大きいPBL型インターンシップの拡大・充実に努める。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の事実の説明及び自己評価

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

- ・ 教育目的の達成状況を学生の学習状況、学生の意識調査、資格取得、企業アンケートなどの結果に基づいて点検・評価を行なっている。
- ・ 学生の学習状況については、授業アンケートにより、学習の効果を把握するものとしている（平成25年度は第1、3クォータの2回実施）。
- ・ 資格取得については、在学中に本学として取得を勧めている資格について、資格情報として関連する授業等で推奨している。また、建設学科では、測量士補の資格登録につい

て該当者に解説し、建築士の試験については、予備校などとタイアップしたガイダンス等を将来の受験に備え開催している。

- ・ 就職状況の調査は、学生課が研究室と連携して内定状況の把握を行い、全体の集計統計整理を行うと同時に卒業後も情報が得られる度に随時更新している。
- ・ 学生の意識調査は、新入生アンケート、授業アンケート、インターンシップ履修時の調査、就職のための意識調査、卒業生アンケートなどを実施しているが、これらを統一的に整理分析し、一人の学生を一本化して追跡調査するような仕組みとはなっていない。
- ・ 企業アンケートは、インターンシップ先を対象に継続して行っている。また、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」などの本学と企業との連携組織において、本学への企業からの意見を受ける場としている。平成 25 (2013) 年 12 月にはインターンシップ先の県内企業との情報交換会を開催し、さらに平成 26 (2014) 年 2 月には、大学教育研究推進連絡協議会で「PBL (Project-Based Learning) 型インターンシップの実施状況と人材育成」について討論し、そこで出された意見を踏まえ、時代に適応した教育研究の実施に努めている。

【自己評価】

- ・ 企業との意見交換などの中では、本学の卒業生について、大学の目的と照らし合わせ、あるいは企業での人物像として一定の評価を受けており、ある程度の目的が達成されていると判断している。
- ・ 授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケートなどの各種アンケート調査により、学生、企業の意見を汲み上げるしくみがあるが、適切な分析・評価・フィードバックへつなげるため、実施時期、方法などの工夫が必要と考える。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導者の改善に向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

- ・ 授業アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、その改善策を教務委員会に報告している。各担当教員は改善策を報告することで、学生からの授業に対する意見について確認するとともに授業の改善につなげている。また、平成 25 (2013) 年度から、教育内容・方法及び学修指導者の改善ヒントになるように、工業高校教諭を講師に「高等学校の生徒指導法に学ぶ」を FD 研修会として実施している。
- ・ インターンシップについては、平成 14 (2002) ～平成 25 (2013) 年度にわたり「インターンシップ実施レポート」をまとめ、また、平成 24 (2010) 年度からはインターンシップの成果報告書を取りまとめ、企業および教職員に結果をフィードバックしている。

【自己評価】

- ・ 授業アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、その改善策を教務委員会に報告しており、教育内容・方法の改善に向けての評価結果のフィードバックがなされている。

- ・ 授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケートなどの各種アンケート調査を連動した評価結果のまとめ、改善に向けてのフィードバックが十分とは言えない。

(2) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 新入生アンケート、授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケートなどの各種アンケート調査を実行しているが、その各種の調査について突合せをするなどの方策により総合的な教育目的の達成状況の点検・評価に向けた集約を試みる。
- ・ 平成 25（2013）年度から、卒業生と在学学生を対象とした学習等のデータ分析（IR 分析の一部）に着手しているが、今後の課題として、これらの調査の相互比較や、学生の継続的な情報把握ができるような調査項目の設定などを行い、教育目的の達成状況の点検・評価につなげていく。
- ・ 各種アンケート調査や企業、卒業生などの幅広い意見を汲み上げるしくみについて、より一層内容の充実を図る。授業アンケート結果の分析を行い、有効な活用を図るため、教務委員会および FD 推進委員会で検討を行う。さらに、各種アンケートの相互比較等、総合的な分析を行い、有効な活用を図るため、教務委員会、就職・インターンシップ委員会等も加えて組織的に検討を行なう。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

- ・ 学生サービス・更生補導等については、教職員で構成する学生委員会が中心となり事案にかかる審議・対応等を行うとともに、各担任教員及び学生課が窓口となって学生からの生活全般や経済面、課外活動面など諸々の相談に応じている。
- ・ 心身の健康や相談については、教職員で構成する保健安全委員会が中心となり、カウンセラー、学校医等が役割を分担して対応している。
- ・ これらの体制については、学生生活に関する学生便覧「学生生活ガイド」を配布して説明を行っている。
- ・ 福利厚生を含めた日常の生活面での支援体制としては、食堂、売店、学生寮等を設置している。学生寮（200 室）は、原則として新入生については希望者全員が入寮できる体制をとっており、合宿研修センターを併設している。
- ・ 学生に対する経済面での支援としては、日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、及びその他の学外機関による奨学金制度の活用を図るとともに、ものづくり大学独自の

奨学金である「ものづくり大学奨学金」、「ものづくり大学さくら奨学金」「ものづくり大学生生活支援奨学金」を給付している。

- ・ 「ものづくり大学奨学金」については、トヨタ自動車、日立製作所など企業からの支援で、学部2年次を対象に一人30万円、大学院2年次を対象に一人45万円を給付し、「ものづくり大学さくら奨学金」については、行田さくらロータリークラブ等の地元からの寄附で学部3・4年次を対象に一人12万円を給付している。「ものづくり大学生生活支援奨学金」は大学内で資金を用意し、生活困窮者を重点とし、1人30万～60万円を給付している。奨学金については、毎年奨学金のしおりを配布し、4月上旬に奨学金説明会を開催している。
- ・ 奨学金のほか特待生に対する授業料の免除、私費外国人留学生に対する授業料の減免、私費外国人留学生奨励費制度の活用なども行っている。
- ・ 生活を支えるためにアルバイトを希望する学生に対しては、学生課で学習への影響の少ないアルバイトを精査して情報を提供するとともに、学内のTA（ティーチングアシスタント）として実習等のサポートを行ったり、学生スタッフとしてオープンキャンパスやものづくり体験学習に協力したりするといった自己啓発やコミュニケーション能力の向上につながるアルバイトも斡旋している。
- ・ 課外活動に対する支援としては、クラブ・サークルのために体育館に部室を設置するとともに、活動に対する補助を行っている。さらに、支援の一環として、クラブ・サークル専用掲示板の設置、クラブ・サークル紹介誌の発行、大学ホームページ上におけるクラブ・サークルページの開設なども行っている。また、両学科に「ものづくり工房」が設置されており、学生が自由にものづくりを行える環境を整備している。
- ・ 学生に対する健康相談、精心的支援、生活相談等のうち健康相談関連としては、保健センターを設置して怪我や身体不調を訴える学生に対する応急対応を行っているが、大きな怪我や急病については必要に応じて救急車や医療機関への手配、近親者への連絡を行っている。また、月に2回、曜日を決めて2時間ずつ学校医による健康相談を行うとともに、毎年、全学生を対象に健康診断を行っている。
- ・ 精心的支援としては、心理面での健康管理を支援するため、ふれあいルームを設置して2人の有資格カウンセラーを配置し、週5日間、カウンセリングが受けられる体制を敷いている。
- ・ 生活相談等としては、各担任教員や学科長、学生課職員などが学生の諸々の悩み事に対する相談に当たり、問題解決に適した部門で対策を講じている。

【自己評価】

- ・ 学生生活を安定させるための多様な支援を具体的に行っているが、近年の学生および学生を取り巻く時代や環境の多様性と変化から必ずしも十分なものであるとはいえない。
- ・ 健康・保健については非常勤の校医で対応しているが不十分である。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

- ・ 学生からの意見・要望を把握するため「学生連絡相談ポスト」を学内3か所に設置して意見のくみ上げを図っている。寄せられた意見については学生委員会で議論の上、教員や関係部署に連絡して対応を依頼するとともに、記名での意見提出者に対しては必ずフィードバックを行うよう対処している。
- ・ 学生ニーズや社会的需要は経年で変化するものであることから、新入生アンケート、卒業生アンケートを継続的に行い、学生の要求に対応する仕組みとして継続的に実施している。
- ・ 学生寮（ドーMITリ）については、寮自治会との定期的情報交換を通して意見を汲み上げ、運営等に反映させている。

【自己評価】

- ・ 学生生活全般に対する学生からの意見・要望の把握とその分析検討結果の活用については、学生連絡相談ポストや新入生・卒業生アンケートなど学生の意見を反映させる制度はあるものの、学生と大学が直接意見を交換する場等は設けられておらず、必ずしも十分とは言えない。

(2) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 多様な学生とその周辺環境に対応するため、教員と職員の連携をさらに深め、個々の学生の状況やニーズに即した対応をきめ細かく行うとともに、学生意見の把握分析について対応を拡充する。また、学生の健康・保健についての要望に応えるために、非常勤の学校医の在学日（相談日・時）を掲示するなど周知の工夫をする必要がある。

2-8 教員の配置・教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の事実の説明及び自己評価

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

- ・ 基本理念に基づき、教育目的の達成に努め、教育課程を適切に運営するために学長を含め39人の専任教員（教授、准教授、講師）を技能工芸学部配置しており、大学設置基準第13条に定める必要専任教員数を満たしており、教授についても半数以上であり、必要な人数を確保している。
- ・ 教員組織は、製造学科では材料、加工、機械設計、電気・電子、マネジメント、IT等の専門分野、建設学科では建築、土木、設備、インテリア、家具等の専門分野を幅広

く横断的に教育するため、基礎科目は複数の教員が協力して指導し、専門科目は当該分野に秀でた教員が指導する体制としている。

- ・ 教員は、教育、研究のほか、生活指導、学生募集活動、入学試験、就職支援（進学相談を含む）等にあたっている。
- ・ 大学院ものづくり学研究科の教員は、学部の教員がこれを兼ねることとしている。
- ・ 大学院においては、ものづくり学として製造系と建設系の内容を総合した科目においては両学科の教員の協力のもとに教授し、またそれぞれの専門性を活かした科目においては、当該分野の教員が中心となって教授するものとしている。
- ・ 専任・兼任比率については、学長を除き、38人の専任教員と282人の非常勤講師を配置している。学科ごとの非常勤依存率は製造学科80.6%、建設学科91.2%である。これは、特に実験・実習科目などにおいて少人数教育体制を確保し、ものづくりの現場で実際に活躍している指導者を常時確保するための措置である。
- ・ 科目ごとの専兼比率は、必修科目については、ほとんどの科目を専任教員が担当しており、非常勤講師が授業を運営している科目は、当該教員が名誉教授である場合および長年の指導力の実績がある場合に限られる。
- ・ 実習科目においては、専任教員又は客員教授1人と非常勤講師又はTA2～4人で1クラスの学生を指導し、安全の確保と、確実な技能・技術の修得を図っているため兼任者の比率が高い。なお、全ての授業科目に主担当教員として専任教員を配置し、授業運営の責任者としている。
- ・ 教員の年齢構成は、61～65歳が23.7%で一番多く、51～65歳までの合計では全体の63.2%を占めており、全体として年齢分布は高年齢に偏っている。これは、実技や実務を重視したカリキュラムを遂行するため平成13(2001)年の開学依頼、企業等からの招聘により実務経験豊富な教員を採用することに力を入れてきた結果である。その後定年退職に伴う若年層採用により年齢の平準化が進んだが、平成24(2012)年～平成25(2013)年における教員採用において、経験豊富な企業からの人材登用を行ったため、6割以上が51歳以上となっている。
- ・ 教員の1週当たりの担当授業時間数(コマ数)は、学期による変動はあるものの、平均して週に10～12時間程度であり、准教授が多め、教授と講師は少なめである。本学ではすべての教員が平等に指導にあたる方針としており、教員の退職などによる一時的偏りなどが見られているが、システムを同じくする教員が受け持つなどの配慮により、平準化が進められている。

【自己評価】

- ・ 基本理念に基づき、教育目的の達成に努め、教育課程を適切に運営するために学長を含め39人の専任教員は、必要専任教員数(38人)を満たしており、教授が半数以上であり、必要な人数を確保している。しかし、年齢構成は、51～65歳までの合計では全体の6割以上で年齢分布は高年齢に偏っている。従って、年齢の偏りをなるべく平準化するために専任教員の採用が望まれる。

2—8—② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

- ・ 教育職員の採用にあたっては、中長期経営計画による学科ごとの教員人数計画を基本とする。その上で、選考規程および選考基準に基づき、学科において採用しようとする専攻分野、職種、理由、発令希望日等を検討のうえで学科長が学長に申し出て、教授会と代議員会の議を経て、募集を行う。募集方法には公募とする場合と企業等に依頼して行う場合とがあるが、いずれの場合においても教授会で教員選考委員会を設置し、その選考委員会による審査により採否を判定し、代議員会の議を経て学長から理事長に発令を依頼する規程どおり適切に運用している。
- ・ 本学ではすべての教育職員が5年間の任期制であり、5年ごとに規程に基づく任期更新の本人の希望と委員会によって行っている。
- ・ 教育職員の昇任については、学科長から学長に上申し、事項で述べる教員評価と教育研究業績書により代議員会で審査を行い、昇任の是非を決定し、学長が理事長に発令を依頼する規程どおり、適切に運用している。
- ・ 教員評価については、職員勤務成績評価規程における教育職員の項を適用し、平成24(2012)年度から実施している。平成25(2013)年度では、昇任等に一部、暫定的な適用を行った。
- ・ 教員の研修、FD等の教員の資質向上の取組みとしては、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会で方針を決定し、外部の研修等(他大学主催、民間主催、高等教育関連団体主催等)に参加した教員の報告による情報の共有、学内におけるFD研修、授業の相互見学によるよりよい授業を目指す取組み等を実施している。
- ・ 新任教員の導入教育を実施しており、学部長が大学の基本理念等の周知を図り、学科長が授業の具体的な実施方法等を指導している。

【自己評価】

- ・ 教員の確保と配置、採用、昇任、評価などは規程どおり運用されており、適切と判断している。
- ・ FD等の教員の資質・能力の向上については、積極的に取り組んでいるが、更なる向上が望まれる。

2—8—③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

- ・ 本学の教養教育は、製造学科、建設学科それぞれに専門分野も見据えた上で幅広い人材として有用な教養系の教育科目を開設してきた。しかし全学としての組織的な取り組みは教務委員会にゆだねられ、教養教育科目群のカリキュラムの見直しや必要性などを検討してきたが、全学的な検討を行う必要があるため平成26(2014)年度に教務委員会の下に教養教育検討部会を組織し、教養教育全般のあり方や授業改善の方向性について検討する予定である。

【自己評価】

- ・ 教養教育実施のための体制は、十分とは言えず、平成 26（2014）年度以降に充実することとしている。

(2) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教育職員の採用に当たっては、中長期経営計画に従い、各学科における将来を見通した募集を実施しているが、次の中長期計画を目処に教育職員の採用にあたっては、年齢の偏りをなるべく平準化するための対策が望まれる。
- ・ 教養教育については、教務委員会の下に組織化される教養教育検討部会を中心に教養教育全般のあり方や授業改善の方向性について早急に検討する予定である。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の事実の説明及び自己評価

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- ・ 校地面積（114,337 m²）は、大学設置基準を十分に満たし、ゆとりある教育空間を有している。
- ・ 校舎面積（34,399 m²）は、大学設置基準を十分に満たしゆとりある教育空間を有している。管理・図書館棟、製造棟、建設棟、中央棟、大学会館、ドーMITリ・合宿研修センター、体育館で構成されている。
- ・ 管理・図書館棟は、事務局機能が集約された管理棟と、自習や資料検索等を行う図書館棟で構成される。管理棟には、学務部、事務部がある。図書館棟には、図書情報センターがある。
- ・ 製造棟は、製造学科の教育・研究施設であり、製造学科の教育目標を達成するため、必要な教育・研究環境を整えている。1階には、切削・研削・シートメタル加工・鋳造・溶接等を行う 5 つのショップと分析・評価・コントロールセンシング・ロボット等を行うセンターが設置され、ショップとセンター別に実習機械等を完備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、ものづくり工房が設置されている。2、3階には、講義室・製図室・研究室・コンピュータ関連室等がある。
- ・ 建設棟は、建設学科の教育・研究施設であり、建設学科の教育目標を達成するため、必要な教育・研究環境を整えている。1階には、ティンバー実習場、ストラクチャー実習場、フィニッシュ実習場が設置され、実習場別に実習機械等を完備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、ものづくり工房が設置されている。2、3階には、講義室・製図室・コンピュータ演習室・研究室がある。

- 中央棟は、建設学科・製造学科の双方で使用する施設であり、実習場、講義室、研究室、ものづくり研究情報センターが設置されている。特に、1階の大講義室では、収容人数が多いため、講義のみならず、講演会等の様々な用途で活用されている。
- 学生会館は、学生の健康と生活のゆとりをサポートするための施設である。学生食堂、購買部、ミーティングスペースが設置されている。
- ドーMITORI・合宿研修センターは、学生が生活する200室の個室、合宿研修向けの宿泊室、セミナー室等が設置されている。1年次の希望者が入寮するほか、上級生の生活困窮者や留学生への宿舎提供としても機能している。
- 体育館は、1階にアリーナ、2階に部室12室を備え、スポーツ関係の講義、課外活動等に使用されている。体育施設としては、屋外スポーツ施設として、グラウンド、テニスコートも設置している。
- 図書情報センターには、自習可能な閲覧スペース、雑誌閲覧スペースなどがある。製造・建設の専門分野を中心とした蔵書、DVD等の視聴覚資料、定期刊行物等を備えている。
- 建物の耐震性能の確保については、新築の際に耐震基準を満たしており、全ての建物について、耐震性能が確保されている。
- 施設・設備の安全性・利便性等の協議を行うため、教員と事務職員で構成される「施設委員会」を設置し、教育環境の整備を図っている。学内施設管理の全般は、事務部総務課施設係が担っているが、教育研究用機器備品については、学務部教務・情報課教務係及び教務職員が施設管理責任を担っている。双方の連携の下、改修や改善の要望に基づき、施設の維持管理に努めている。
- 情報設備及び図書情報センターについては、教員と事務職員で構成される「図書情報センター運営委員会」及び「情報ネットワーク専門部会」を設置し、教育環境の整備を図っている。維持管理の全般は、学務部教務・情報課情報係が担っている。
- 実習の安全を充実するために平成25(2013)年度は、製造棟の実習場に排気設備の増設を行った。
- スロープの設置、出入口の自動ドアへの変更、出入口の段差解消等を進め、建設棟、体育館以外の建物について、バリアフリー化を実現している。
- 安全確保のため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者を置き、教職員・学生に対する安全衛生業務を推進するとともに、教職員に対しては「安全衛生委員会」、学生に対しては「保健安全委員会」を中心とする安全確保の体制を整えている。
- 防火対策としては、年1回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。「防火対策委員会」を開催し、常時火災予防について徹底を期するため、防火管理者及び各責任者を選任し、管理を行っている。年2回の消防法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、火災予防に努めている。月1回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。教職員・学生を対象に年1回避難訓練を行うほか、寮生を対象に年1回入寮時に避難訓練を行っている。

【自己評価】

- 現行の大学設置基準を上回る校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育環境の整備と適切な運営・管理において十分なものである。

2-9-② 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

【事実の説明】

- ・ 平成 25(2013)年 5 月 1 日現在で、学部の在籍学生数は 943 人で製造学科 1 年生 117 人、2 年生 113 人、3 年生 103 人、4 年生 117 人（留年者含む）、建設学科 1 年生 149 人、2 年生 126 人、3 年生 99 人、4 年生 119 人（留年者含む）である。
- ・ 授業を行う学生数については、講義科目は原則的に 1 クラス 60 人前後（学年全体で受講する 150 人前後を対象とする科目を除く）、に分け、一人一人がゆとりをもって学習できる体制を整えている。
- ・ 講義系の教室およびコンピュータ系、製図系の教室では 60 人に 2 割増しとした 72 人の収容を原則とした施設整備を行い、一方で各学年の在籍者数を 1 クラス 72 人以下となるようにクラス編成を行うことで、必修科目であっても十分な座席数を確保した授業の受講環境を整えている。
- ・ 実験・実習系の科目にあっては、在籍者数を 15～20 名程度（科目により器材の台数等によって適切な規模を設定）とし、授業の回数や非常勤講師によるチーム制として、安全面の管理を含めた適正規模の厳守を行っている。
- ・ 特に専門性の高い科目においては、その質の維持の観点から、定員制を設け、予め学生に周知して該当の授業において受講生の選考等を行うことがある。このことについては、学生の不満が無いように最新の注意を払うと共に、多くの履修希望者が出る傾向となった場合などは、実習系科目と同様に複数回の開講とするなどの工夫をしている。
- ・ 大学院研究科においては、在籍者数が少ないことから、ほとんどの授業を小規模の教室又は研究室のディスカッションスペース等による少人数ゼミ形式で実施している。

【自己評価】

- ・ 授業を行う学生数については、講義系科目、実験・実習系科目等において、その授業の目的に照らした十分な教室等の規模を確保した授業を実施しており、十分な教育環境が確保されている。

(2) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 建物の出入口にスロープがない建設棟、体育館について、近い将来にバリアフリー化を検討する。
- ・ 安全衛生委員会、防火対策委員会を定期的開催し、労働災害事故、火災、ヒヤリ・ハット事例等の情報共有を促進することで、教職員、学生の安全意識向上を図る。
- ・ 日常的に施設巡視を実施し、使用状況、老朽化状況を把握することに努める。
- ・ 施設設備については、常により良い状態に維持管理することが必要であり、学生からの意見や、教員相互での授業見学等を通じた指摘事項に対応する。現在でも、各モデルコースや専門分野ごとに定期的に意見交換を行っているが、さらにきめ細かな授業運営心がける。
- ・ 受講生数の変動に対応した、柔軟な授業時間割の設定等をすすめる。

[基準2の自己評価]

- 入学者受入れの方針は明確に定められており、それらの周知についても、適切に行われていると判断しているが、地方入試の拡充や地方入学生に対する支援などを検討していくことが必要である。
- 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されていると判断している。
- 企業との意見交換などの中では、本学の卒業生について、大学の目的と照らし合わせ、あるいは企業での人物像として一定の評価を受けている。
- 授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケートなどの各種アンケート調査により、学生、企業の意見を汲み上げるしくみがあり、教育目的の達成状況を点検、結果をまとめているが、それらの分析・評価が十分とは言えない。
- 授業アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、その改善策を教務委員会に報告しており、教育内容・方法の改善に向けての評価結果のフィードバックがなされている。
- 新入生アンケート、授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケートなどの各種アンケート調査を連動した評価結果のまとめ、改善に向けてのフィードバックが十分とは言えない。
- 学生生活を安定させるための多様な支援を具体的に行っているが、近年の学生と学生を取り巻く環境の変化などから必ずしも十分なものであるとは言えない。
- 大学設置基準を上回る校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育環境の整備と適切な運営・管理において十分なものである。
- 授業を行う学生数については、講義系科目、実験・実習系科目等において、その授業の目的に照らした十分な教室等の規模を確保した授業を実施しており、十分な教育環境が確保されている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の事実の説明及び自己評価

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

- ・ 「学校法人ものづくり大学寄附行為」第 3 条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、もって高い社会性を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、あわせて在職者等の職業能力開発及び向上に寄与することを目的とする。」と明確に定めている。
- ・ ものづくり大学の基本理念は「ものづくりに直結する実技・実務教育の重視」、「技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを直結する教育・研究の重視」、「時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視」、「自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視」、「ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視」、「技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視」の 6 つである。
- ・ 学内外向けには、「事業概要」、大学ホームページ (<http://www.iot.ac.jp>) に掲載して教職員に配布するとともに広く公表しているほか、大学パンフレット「大学・大学院案内」に掲載し、受験生や一般向けに広く配布している。
- ・ 「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」を定めることにより、経営の規律と誠実性を維持する努力をしている。

【自己評価】

- ・ 「学校法人ものづくり大学寄附行為」および関連諸規程に基づき、経営の規律と誠実性は維持されている。今後は、利益相反に関する規程の整備を検討している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

- ・ 本学の基本理念に沿った大学の運営を図るため、学校法人ものづくり大学と、ものづくり大学教学組織の代表者をもって構成する大学運営連絡協議会を置き、学校法人及び大学の管理運営の基本的な重要事項について、原則として月1回、連絡協議を行っている。
- ・ 中長期経営計画において、建学の理念を顕揚するための基本方針を定め、基本方針を踏まえた重点方策を定めている。さらに基本方針に基づき、教育の質の向上、産学官共同研究事業・委託訓練・公開講座等について、それぞれ目標を立て、達成に努めている。
- ・ ものづくり大学と産業界が連携協力し、大学の教育研究の推進及び産業の発展に寄与することを目的に、ものづくり大学教育研究推進連絡協議会を置き、年1回開催している。教育研究推進連絡協議会会員企業に対し、カリキュラム編成及び学生（卒業生）の能力評価についてのアンケートを実施し、改善策を実施する際の参考としている。
- ・ 教員に対し、FD研修会を定期的に開催することで意識改革の醸成を図り、改善策の実施につなげている。

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的のために定めた中長期経営計画に基づき、継続的な取り組みを進めており、本学の使命・目的の実現のために継続的な努力をしている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

- ・ 大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、文部科学省からの通達や事務連絡を関係者が共有するとともに、関係団体からの情報を積極的に収集し、事務部総務課を中心に組織的な対応をしている。
- ・ 法令の不明点については、文部科学省に照会するほか、必要に応じて、顧問弁護士に確認し、適切な対応ができる体制を整えている。
- ・ 文書の取扱いについては、主管の事務部総務課の管理の下、「学校法人ものづくり大学文書取扱規程」に基づき、適正な処理をしている。
- ・ 法令で定める申請や届出に関しては、「学校法人ものづくり大学事務決済規程」に基づき、上長の承認及び関係部署の合議を経て決裁する手続きを遵守している。

【自己評価】

- ・ 関係法令を遵守する体制を整備し、法人及び大学の運営を適切に行っている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

(安全への配慮)

- ・ 学内外に対する安全衛生確保のため、「労働安全衛生法」に基づき衛生管理者を置き、教職員、学生に対する安全衛生業務を推進するとともに、「学校法人ものづくり大学安全衛生管理規程」、「ものづくり大学保健安全規程」に基づき、安全衛生委員会、保健安全衛生委員会を中心とする安全衛生確保の体制を整えている。安全衛生委員会においては、

学生の安全の確保、関連法令の遵守の為の施策推進を図っている。また、各講義室・実習室に安全衛生施設管理者を選定し、安全衛生管理を行っている。保健安全委員会においては、学生に対する保健管理、安全管理に関し必要な事項を定め、学生の健康の保持増進及び安全確保を図っている。

- ・ 本学は、実技教育を重視し本格的な実習を実施しているが、専任教員のほかに多数の非常勤講師を配置し、少人数教育により学生の安全を確保する体制を整えている。実習ではKY（危険予知）活動を取り入れ、安全教育を励行している。学生全員に安全手帳を配布し、実験・実習時に必ず携行するよう指導し、実習で使用する工作機械や作業上の注意点を周知するとともに、安全衛生面での組織倫理遵守を義務付けている。
- ・ 学生保険については、学内での怪我等に加え、課外活動、インターンシップ、アルバイト等での怪我等にも対処するため、総合保険制度に全員加入を義務付けている。
- ・ 防火対策としては、年1回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。また、「学校法人ものづくり大学防火管理規程」に基づき、防火対策委員会を事務局で構成し、常時火災予防について徹底を期するため、防火管理者及び各責任者を選定し、管理を行っている。年2回の消防法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、火災予防に努めている。また、定期的に電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。年1回教職員、学生対象に避難訓練を行う他、寮生を対象とし、年1回入寮時に訓練を行っている。

（危機管理）

- ・ 危機全般について審議する委員会として、「危機管理委員会規程」に基づき、危機管理委員会を平成20（2008）年11月に設置し、平成25（2013）年度までに「危機管理マニュアル」を第3版まで発行し、新型インフルエンザ流行への対策等を実施している。
- ・ 大地震などの大規模災害発生時には、学長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、非常時の対応を進める体制を整えている。災害対策本部には指揮・統括を担う事務局の下に、学生対応班、教職員対応班、広報対応班、施設対応班、地域対応班、教務対応班、情報システム対応班を置き、非常時において混乱することなく役割分担と初動対応を進めていく。
- ・ 東日本大震災を踏まえ、大地震などの自然災害発生時に速やかに教職員、学生の安否を把握するための安否確認システムを平成25（2013）年度に導入し、震災時行動基準を記した安否確認カードを配布するとともに、被災者の救援・救護活動、帰宅困難者や帰宅者への対応、業務復旧活動を速やかに行うために、平成25（2013）年度から平成28（2016）年度にかけて、教職員、学生1,100名に対する3日分の備蓄品の整備に着手した。
- ・ 危険物の取扱いについては、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「高圧ガス保安法」、「労働安全衛生法」等に基づき、「ものづくり大学危険物等取扱規則」において、本学における消防法適用危険物、毒物及び劇物、ガス類及び電離放射線などの管理について、責任体制を明確にするとともに、危険を未然に防止している。
- ・ 平成20（2008）年度に、本部棟1階および2階、製造棟学科事務室、建設棟学科事務室、ドーミトリ管理人室にそれぞれ1台ずつAED（自動対外式除細動器）の設置を行い、緊急事態に備えている。平成20（2008）年度に、AED操作方法説明会を実施した。

(人権への配慮)

- ・ ハラスメントは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど、教職員や学生にとって最も懸念される人権問題であるため、「ハラスメント防止に関する規程」に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めている。
- ・ 学生に対しても、学生生活の手引きにハラスメントに関する事項を掲載し、相談窓口を周知するとともに、ハラスメントの防止、ハラスメントに関する知識を啓蒙している。また、ハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口として、教職員対象には事務部総務課、学生対象には学務部学生課を窓口としている。
- ・ 法令、学校法人の寄附行為、若しくは学内諸規程に違反又はそのおそれがある行為の早期発見及び是正を図るために、「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」を規定し、公益通報等を行った職員等個人を特定する情報の守秘義務および通報者に対する不利益取扱いを禁止している。
- ・ 「学校法人ものづくり大学個人情報の保護に関する規程」において、個人情報を取得するにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱わなければならないことなど、個人データの管理、開示の基準について定めている。学生については、入学時に、平成 18 (2006) 年度より、個人情報の第三者利用についての同意書を得ている。

(環境への配慮)

- ・ 実技教育においては、教材として材料・製品が必要となるが、関連する法令を遵守した材料・製品を使用するとともに、発生する廃棄物については適正な廃棄物処理業者に処理を委託することで、環境への配慮をしている。
- ・ CO₂排出量・電気使用量の削減による地球温暖化保全活動の一環として、平成 25 (2013) 年度においては、夏期は 5 月 1 日から 9 月 30 日の期間、クールビズを実施し、ノーネクタイ・ノー上着で勤務し、エアコン設定温度を 28℃とした。冬期については、12 月 2 日から 3 月 31 日の期間、ウォームビズを実施し、エアコン設定温度を 20℃とし、インナーウェア等の重ね着を推奨した。
- ・ 学内のゴミ箱の横にペットボトルのキャップを回収するボックスを設置し、リサイクル活動を行っている。
- ・ 学内の廊下、大学本部の事務所などで灯りが無くても影響がない場所では、電灯の間引きを行い、電気使用量の削減を行っている。また、平成 25 (2013) 年度に、学内の外灯の一部を、消費電力が低く、CO₂排出量も少ない LED に変更した。

【自己評価】

- ・ 必要な規程を整備するとともに、マニュアルの整備等により適切な対応ができる体制を整えている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

- ・ 学校法人の公共性及び社会的責任を果たし、もって公正かつ透明性の高い運営並びに教育研究の質的向上に資するため、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」に基づき、大学の基本情報、教育研究に関する情報、財務情報、自己・点検評価及び認証評価機関による評価、その他の情報を、刊行物およびインターネットにより広く公表しており、大学ホームページでは、トップページに情報公開のバナーを置き、上記の情報を教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務上の情報に分類して公表している。
- ・ 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 22 年文部科学省令第 15 号）による、教育研究活動等の状況についての情報の公表についても、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」において、公開する情報として定められており、大学ホームページの情報公開のページで公開している。
- ・ 経営及び財務に関する情報についても、大学ホームページの情報公開から閲覧することができ、事業報告書及び決算関係書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書）を掲載している。

【自己評価】

- ・ 教育情報及び財務情報は、刊行物とホームページにより適切に公開されている。

(2) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 経営の規律と誠実性については、関連諸規程に基づき維持されている。
- ・ 使命・目的の実現については、必要な仕組みを整備し、継続的な努力をしており、より一層、内容の充実を進めていく。
- ・ 法令の遵守を徹底したうえで、情報公開についても積極的に実施してきているが、今後とも社会からの信頼を維持し、確保していくためにも積極的に情報の公開を進めていく。
- ・ 危機管理マニュアルについて、より分かりやすく、非常時に活用できる内容に改訂するとともに、現在は配布していない学生にも配布することで、危機管理に対する学生の意識を向上させていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の事実の説明及び自己評価

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

- ・ 本学の運営は、「学校法人ものづくり大学寄附行為」及び寄附行為を基に定められた関連諸規程に基づいて行なわれている。
- ・ 理事および監事、評議員の選任については、寄附行為に基づき実施している。なお、選任にあたっては、産業界、地元、学識経験者等のバランスに配慮している。現在、理事

14名、監事2名、評議員30名で構成しており、教学組織の代表として総長、学長が理事に就いている。なお、私立学校法第38条第1項第1号に規定する校長理事には学長が就任している。

- 法人組織には、法人の代表である理事長とは別に、法人の業務を総理する理事として会長職を設け、初代会長はトヨタ自動車株式会社名誉会長の豊田章一郎氏、二代目会長には、株式会社日立製作所相談役の庄山悦彦氏、三代目会長には、清水建設株式会社代表取締役社長の宮本洋一氏が就任している。
- 監事は、法人の業務、法人財産の状況を監査する職務を担っている。なお、監事は、理事、評議員又は本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法において規定する役員に関する条項に違反する事実はない。
- 定例理事会・評議員会は年2回（5月、3月）開催されており、必要に応じ臨時理事会・評議員会を開催することとしている。定例理事会における理事の出席率は、表3-2-2のとおりである。第29回理事会の50.0%を始めとして毎回低い水準に止まっているが、欠席者から事前に委任状を提出してもらうことで、対応している。
- 寄附行為第16条「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。」に基づき、理事会の権限の一部を理事長および専務理事に委譲しており、業務執行の迅速化を図っている。
- 学校法人と教学組織が日常業務の連絡調整を行うため、大学運営連絡協議会を月1回開催している。

表3-2-1 理事会及び評議員会の構成（平成25年度）

<理事会>			<評議員会>		
区分	定数	実数	区分	定数	実数
1号 総長及び学長	2	2	1号 法人職員	4～8	8
2号 評議員	3～4	3	2号 大学卒業者	2～4	2
3号 学識経験者	7～11	9	3号 学識経験者	19～23	20
合計		14	合計		30

表3-2-2 理事会・評議員会出席率

<理事会>										
開催回数	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	
開催日	平成22年3月25日	平成22年5月28日	平成23年3月30日	平成23年5月26日	平成24年3月22日	平成24年5月29日	平成25年3月25日	平成25年5月21日	平成26年3月17日	
現員	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
出席者	5	5	4	9	8	6	8	7	8	8
委任状提出	9	9	10	5	6	8	6	7	6	6
出席率	35.7%	35.7%	28.6%	64.3%	57.1%	42.9%	57.1%	50.0%	57.1%	57.1%
監事	1/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
<評議員会>										
開催回数	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	
開催日	平成22年3月25日	平成22年5月28日	平成23年3月30日	平成23年5月26日	平成24年3月22日	平成24年5月29日	平成25年3月25日	平成25年5月21日	平成26年3月17日	
現員	29	29	29	29	28	29	28	30	30	30
出席者	19	16	19	17	17	17	19	21	19	19
委任状提出	10	13	10	12	11	12	9	9	11	11
出席率	65.5%	55.2%	65.5%	58.6%	60.7%	58.6%	67.9%	70.0%	63.3%	63.3%

【自己評価】

- ・ 理事、評議員、監事の構成及び役割は適正であり、的確に機能していると判断している。
- ・ 大学の目的を達成するための諸規程に基づく管理運営を行っている。また、会長職、総長職の設置は、本学の存在を学外にアピールし、ものづくり拠点としての大学の知名度向上にとって有効な経営戦略である。

(2) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 管理運営方針については理事会において単年度単位で審議しているが、平成 22 年度から平成 28 年度を対象期間とする中長期経営計画を平成 22 年 3 月開催の第 22 回理事会で審議、決定した。今後は、この中長期経営計画を現状に合わせて見直すとともに、平成 29 年度以降についても作成する必要がある。
- ・ 理事会の開催は、現状では年 2 回であるが、もう 1 回程度、開催頻度を増やすなどの措置により、管理精度を向上させることを検討する必要がある。開催日程を早く確定することで出席率向上を図っているが、他の対策も検討する必要がある。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の事実の説明及び自己評価

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

- ・ 学校法人ものづくり大学及びものづくり大学の組織図は、図 2-1-①P9 のとおりである。事務局は事務局、学務部で構成され、事務局には総務課、学務部には教務・情報課、学生課、入試課を置いている。教育研究組織としては、製造学科、建設学科を擁する技能工学学部、大学院ものづくり学研究科、ものづくり研究情報センター、図書情報センターで構成されている。
- ・ 教育研究に関する会議体の組織図は、図 2-1-②P10 のとおりである。代議員会、教授会をはじめ、将来計画委員会、入試委員会、教務委員会等、26 の委員会等を設置している。
- ・ 教学に関する重要事項を審議するため、代議員会を置いている。代議員会は「ものづくり大学代議員会規程」に基づき、主として、教授会及び研究科委員会での審議結果を確認し、重要案件について審議を行っている。
- ・ 学部には教授会を置いている。教授会は、「ものづくり大学教授会規程」に基づき、教育課程や学生の身分等について主として、各種委員会や学科会議での審議結果が提案・審議または報告され、各種委員会や学科会議との連携が図られている。また、本学の教授会は、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が参加しており、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

- ・大学院に研究科委員会を置いている。研究科委員会は、「ものづくり学研究科規則」に基づき、開催、専攻の教育課程や学生の身分等についての審議が行われている。構成員は学部の教授会と同様であり、主として大学院研究科運営委員会の審議結果が提案または報告され、連携強化、情報共有化を図っている。
- ・各学科では、常勤の全教員が出席する学科会議を設置している。学科会議は、「ものづくり大学学科会議運営規則」に基づき、開催、学科の教育・研究課程や学科学生の身分等についての審議が行われている。また、学科会議では、各種委員会での審議結果が報告され連携を深めるとともに、全教員の情報共有化を図っている。
- ・法人と教学組織が意思疎通を図りつつ、日常業務の連絡調整を行うため、大学運営連絡協議会を置き、月1回（8月を除く）開催している。大学運営連絡協議会は、「大学運営連絡協議会規程」に基づき、法人組織のトップである理事長、教学組織のトップである学長が同席する学内会議であり、役員会議的な機能を有している。また、理事長と専務理事・事務局長、部課長との連絡会議を週1回開催している。
- ・各種委員会は、それぞれ委員会規程に基づき、開催、審議が行われている。委員会を構成する委員は、教員については原則として各学科から同数の教員が選出されており、学科間の連携強化と情報共有化を図っており、また、入試問題作成委員会、情報ネットワーク専門部会、紀要編集委員会以外の委員会においては事務局からも委員が選出されており、教員と事務職員の連携を図り、協力体制を構築している。各種委員会は、審議事項・活動内容を精査し、庶務を担当する事務局の担当部課等の職掌と合致するように編成しており、連携・協力体制の強化を図っている。

【自己評価】

- ・教育研究上の目的を達成するため、代議員会や教授会、各種委員会等が置かれており、各教育研究組織の連携強化と情報共有化を図ることで、相互に適切な関連性を保っている。
- ・教育研究組織の構成員あるいは実務担当として事務局が携わることで、協力体制を構築し、教員と事務職員の連携強化を図っている。
- ・審議機関である各委員会に、各学科の教員が委員として参画しており、学科における問題点や要望についても、委員会において全学的な方針との調整を図りながら検討されるなど、トップダウンだけでなくボトムアップの体制が整備されている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

- ・「ものづくり大学学則」第7条に基づき、教育研究に関する重要事項を審議するため代議員会が置かれている。代議員会では、学長が議長を務め、教授会での審議を経て、学則その他教育研究に関する諸規程に関する事項や、教育職員の人事に関する事項等の重要事項について審議される。
- ・「ものづくり大学将来計画委員会規程」に基づき、大学の将来に関する重要事項を審議するため将来計画委員会が置かれている。将来計画委員会では、学長が委員長を務めており、学長のリーダーシップの下、大学の基本理念を実現し、将来にわたり充実させていくために、年度ごとの実施計画を策定し、着実な取り組みを進めている。この実施計画は、各種

委員会での取り組みに反映され、学長のリーダーシップを広く波及させていく仕組みとなっている。

- ・また、学長が委員長を努めるファカルティ・ディベロップメント推進委員会を置き、教育が適切に提供されているかを確認するのみならず、より良く改善していくための仕組みを整えている。

【自己評価】

- ・教育研究に関わる審議機関としての教授会や代議員会、学長の諮問機関としての将来計画委員会等は適切に機能している。

(2) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学の意思決定機関の組織は、諸規程に基づき整備、運営され、大学の使命・目的に対応できるように機能している。教育研究組織相互の関連性は良好であり、連携・協力体制が整備されている。今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各委員会等の構成等について検討を行う。
- ・学長の適切なリーダーシップの発揮はできていると考えており、今後は将来計画委員会、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会の開催頻度を増やすことで、より一層、内容の充実を進めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の事実の説明及び自己評価

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

- ・学校法人の最高意思決定機関である理事会は、年2回定例理事会を開催し議案の決議を行っているが、緊急を要する案件が生じた場合には、随時、臨時理事会を開催することとし、不測の事態に対応する。
- ・法人組織と教学組織と事務組織の連携を図るため、大学運営連絡協議会を設置し、法人組織から理事長、専務理事、常務理事、教学組織から学長、学部長、教務長、学科長、図書情報センター長、ものづくり研究情報センター長、事務組織から事務局長、事務部長、総務課長、学務部長、教務・情報課長、入試課長、学生課長、ものづくり研究情報センター主幹が構成員となり、原則として月1回開催している。なお、監事もオブザーバーとして同協議会に出席することで情報共有の密度を上げるようにしている。

- ・理事長と専務理事・事務局長、部課長との連絡会議を週1回開催している。また、事務局内のコミュニケーションの円滑化のため事務局連絡会議を月1回開催している。これにより、事務局内における情報の共有化を進めている。
- ・専務理事が、事務局長、事務部長を兼務することで、法人部門と事務部門の連携を密にしている。
- ・教授会は、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席しており、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

【自己評価】

- ・大学運営連絡協議会を中心とした法人部門と教学部門の連携が適切に行われているまた、専務理事が、事務局長を兼務することで、法人部門と事務部門の連携関係が維持されている。
- ・教育研究上の目的を達成するため、代議員会や教授会、各種委員会等が置かれており、各教育研究組織の連携強化と情報共有化を図ることで、相互に適切な関連性を保っている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

- ・理事長は、寄附行為第20条および第21条に掲げる事項について、評議員に諮問し、あるいは意見を聞くこととしている。
- ・評議員のうち、寄附行為第22条第1項第1号の評議員については、理事会において推薦し、評議員会において選任している。また、理事のうち、寄附行為第6条第1項第2号の理事については、評議員会において評議員のうちから選任している。
- ・評議員には、教学組織の代表として学部長、学科長等が就いており、学校法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを適切に機能させる配慮をしている。
- ・過去3年間の評議員の評議員会への出席状況は、表3-2-2P39のとおりである。なお、評議員定数29名に対し、第26回、第28回において欠員1名が発生しているが、これは評議員会直前において評議員が死去したことが理由であり、評議員会において新たな評議員1名を選任することで、定数を回復させる対応をしている。

(監事)

- ・監事の選任については、寄附行為第7条の定めに従い、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者で、理事会において選出した候補者を、評議員会の同意を得た後、選任・委嘱している。
- ・過去3年間の監事2名の理事会への出席状況は、表3-2-2P39のとおりであり、平成22(2010)年3月25日開催第22回以外は、2名とも出席している。
- ・「学校法人ものつくり大学・監事監査要綱」に基づき、監査を実施し、監査報告書を提出している。また、会計監査人と定例会合、情報交換を行い、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることで、監査を適切に実施できる体制を整えている。

(点検・評価委員会)

- ・ものづくり大学点検・評価に関する規程に基づき、ものづくり大学点検・評価委員会で、定期的に点検・評価を実施しており、管理運営機関についても点検・評価を行い、報告書を作成の上、公表している。

【自己評価】

- ・評議員会の役割は、法令及び大学規程を遵守したものであり、有効に機能している。
- ・監事の役割は、法令及び大学規程を遵守したものであり、有効に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

- ・本学は1学部1研究科の単科大学であり、各教育研究組織は必然的に密接な関係を構築している。相互に適切な関連性を保ち、大学の基本理念に沿った教育研究機能を充実させていくため、教授会や各種委員会等を置き、教員の積極的な参画による連携の強化と情報の共有化を図っている。
- ・各種委員会に各学科の教員が委員として参画しており、教員側の意見を反映できる体制となっている。各種委員会は必要に応じて柔軟に開催することができ、基本的事項、重要事項について、速やかに連携の強化と情報の共有化を図る仕組みが整っている。
- ・各種委員会においては、大学の基本理念に沿って、委員長がリーダーシップを発揮しながら、適切な運営に努めている。
- ・また、将来計画委員会において、大学の将来に関する重要事項について審議している。審議に基づいて、年度ごとに実施計画を立案し、定期的に進捗状況をチェックすることで、リーダーシップとボトムアップのバランスを取りながら、継続的な改善活動を実施している。

【自己評価】

- ・各種委員会を必要に応じて柔軟に開催することができ、教員の意見を反映したボトムアップによる連携の強化と情報の共有化を図っている。委員長がリーダーシップを発揮することで、バランスのとれた運営を図っている。

(2) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在の法人部門と教学部門の連携体制は、開学以来、継続してきている。
- ・平成21(2009)年度及び平成22(2010)年度の各種委員会再編成により、連携・協力体制が一層強化されているが、今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各種委員会等の構成などについて検討を行う。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の事実の説明及び自己評価

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

(事務組織)

- 本学の事務組織は、法人事務組織の事務部と、大学の教育を支援する教学事務組織の学務部で構成している。
- 職員の課別の配置は、表 3-5-1P46 に示すとおり、課別の業務量を勘案しているが、決算業務などの季節的な業務量の増減に対しては時間外労働で対応している。職員の係別の配置は、特定者への業務集中を回避し、休暇取得時の代替性を確保するために原則として 1 係に 2 人以上を配置しているが、業務特性に応じ、主に定型業務を担当する派遣職員を配置している。
- 教育研究支援のための事務体制として、事務局に学務部が置かれている。学務部は、教務・情報課、学生課、入試課の 3 課からなる。各課は、課の業務特性に応じた学生の支援、教員の支援、保護者への情報提供など、大学を取り巻く関係者に対する窓口として機能している。
- 製造学科、建設学科にそれぞれ学科事務室を置き、各学科とも、職員 1 人、派遣職員 1 人の計 2 人を配置している。これらの職員の所属は学務部教務・情報課教務係とし、各学科にかかる教育研究支援業務を担当している。各学科には、事務職員のほか、学生の実験、実習に関する教員の職務を助ける教務職員を 2 人ずつ配置している。
- 入試課には、高校長経験者 9 人を学生募集担当の非常勤嘱託として雇用することで学生募集対策の強化を図っている。
- 教学関係の多くの委員会には、事務局長や部課長等の職員が委員として参画している。

(採用・異動・昇任ほか)

- 開学時の理事会で決定された「計画的、段階的に事務局体制を整備する」との経営方針のもと、職員の採用を行ってきた。
- 職員の採用・異動について、「学校法人ものづくり大学就業規則」第 2 章人事第 1 節および各規程で規定している。
- 採用に際しては、採用が必要な理由、選考理由を明確にした事務処理を行っている。人材の募集は原則として公募とし、選考は、書類選考、適性検査、小論文による多面的、かつ客観的な試験に加えて、複数の面接官による人物面接を実施し、応募者の能力、適性、意欲を公正に評価している。
- 異動については、学校法人の業務の必要に応じて、配置転換又は職務の変更を命じることとしているが、様々な部署の経験を積ませることにより個々の職員の能力向上を図ることを育成施策として位置づけており、個々の異動時に配慮している。

- ・職員の昇給・昇格・昇任・降任基準については、「学校法人ものづくり大学職員の昇給に関する規程」、「学校法人ものづくり大学職員の昇格に関する規程」、「学校法人ものづくり大学職員の昇任、降任に関する規程」に規定しており、標準職務や勤務成績評価結果を反映し実施している。特に、昇任については、大学職員としての経験年数、および本学での複数部署での実務経験、毎年実施される勤務成績評価結果を考慮し、規程に基づき実施している。
- ・「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程」、「学校法人ものづくり大学勤務成績評価細則」に基づき、平成24年度から勤務成績評価制度を実施し、個々の教員の能力を昇給・昇格・昇任により反映させ、業務の効果的な執行体制を向上させていくことに努めている。なお、勤務成績評価制度については、まだ開始2年目であるため、状況を見ながら今後内容を修正していく予定である。
- ・超過勤務状況については、目標値を部署別月平均（除く課長以上）を10時間に設定している。各部署において業務の効率化、平準化を意識させ、超過勤務時間の削減を促してきたが、配置職員数に比して業務量が多いこと等もあり、目標値を大きく上回る状況にある。

表 3-5-1 職員人員配置表

														平成25年5月1日時点	
	事務局長	学務部長	課長	主幹	課長補佐	企画専門員	係長	専門職員	主任	係員	教務職員	臨時職員	派遣職員	合計	その他備考
事務局	<1>	1				1								2	顧問1
総務課			<1>				1		3(2)	2(1)			2(1)	8	
教務・情報課			1(1)				2(2)		3(3)	3(1)			6(5)	15	
学生課			1				2(1)		1	2(1)			2(2)	8	カウンセラー2(1)
入試課			<1>				1<1>		1(1)			2		4	学生募集担当参与9
ものづくり研究情報センター				1				1				2(2)	2(2)	6	
学科											4			4	
合計	<1>	1	2	1	0	1	6	1	8	7	4	4	12	47	12(1)

◇は専務理事及び出向受入れの総務課長、重複で外数
○は女性で内数

表 3-5-2 超過勤務状況（部署別平均月別推移）

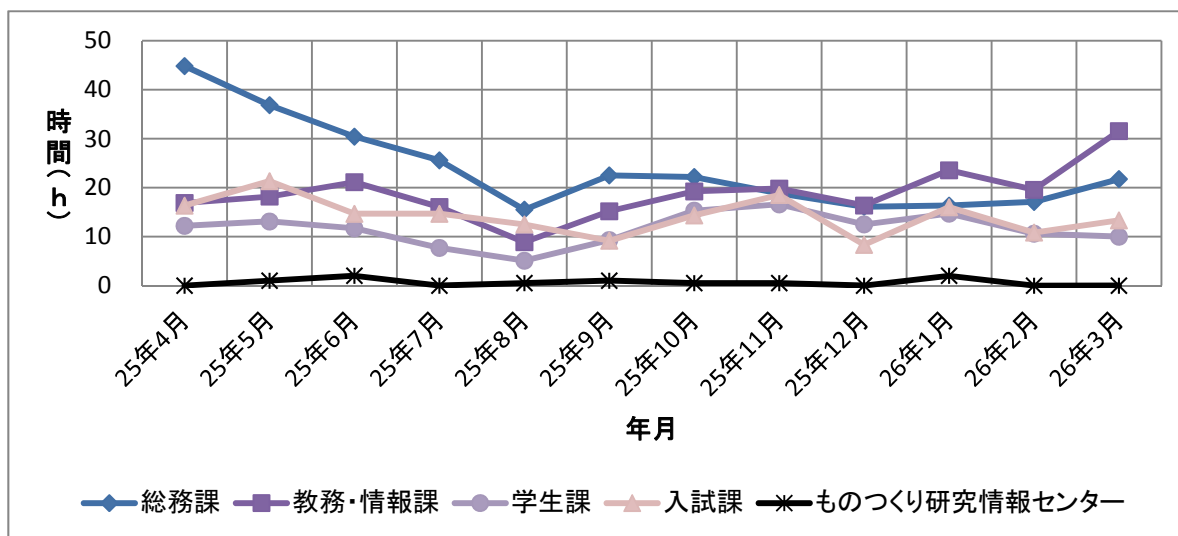


表 3-5-3 超過勤務状況（部署別月平均（除く課長以上））

					(単位:h)
総務課	教務・情報課	学生課	入試課	ものづくり研究情報センター	全体
24.0	18.9	11.6	14.2	0.6	17.2

表 3-5-4 年次有給休暇取得状況（部署別年平均（除く課長以上））

					(単位:日/人・年)
総務課	教務・情報課	学生課	入試課	ものづくり研究情報センター	全体
8.1	6.1	7.5	2.0	21.0	7.0

表 3-5-5 平成 23～25 年度までの採用者（職員）

				(単位:人)
	職員	嘱託	臨時職員・アルバイト	合計
平成23年度	0	3	2	5
平成24年度	5	2	2	9
平成25年度	1	1	2	4
合計	6	6	6	18

【自己評価】

- ・ 大学の使命・目的を実現するための柔軟な組織編成を行える体制を整備し、必要に応じた人材が確保できている。

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

- ・ 円滑な業務執行の管理体制の構築を図るため、「学校法人ものづくり大学事務分掌規程」及び、「学校法人ものづくり大学事務決裁規程」を定めている。専決事項について、事務局長、事務部長、学務部長、主務課長に権限を委譲することで、効率的運営を図っている。
- ・ 事務運営の基本方針は、事務局連絡会議にて周知している。また、必要に応じて、部課長会議を開催し、適切な事務運営に努めている。

【自己評価】

- ・ 業務執行の管理体制は構築されており、適切に機能している。
- ・ 超過勤務状況について目標値を大きく上回る状況が続いているため、業務内容の見直し、各部署の配置職員数の見直しにより、改善を進める必要がある。

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

- ・ 新規に採用される教職員に対しては、受入説明会を実施し、大学の基本理念を説明することで、意識の高揚を図っている。
- ・ 職務経験のない職員については、外部機関が実施する新入職員研修に派遣し、社会人としての基礎的な能力を習得させている。
- ・ 担当業務で必要となる専門知識については、学外研修会へ職員を積極的に参加させ、習得させている。
- ・ 月1回開催の主任以上が出席する事務局連絡会議において、学外研修会に参加した職員が研修報告を行うことにより、専門知識の確実な習得、他職員への水平展開を行っている。

表 3-5-6 研修会の参加件数・費用

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数(件)	34	34	22	40	44	62
費用(円)	951,755	705,610	117,500	434,350	454,600	664,000

【自己評価】

- ・ 職員の資質・能力の向上のため、機会の用意は適切に行われている。

(2) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ さらなる効率向上を志向した組織体制、職員配置を検討する。業務の見直しと改善を進め、業務効率の向上を図っていく。事務処理の効率をあげるための業務分析を事務局全体、課単位で実施する。
- ・ 変革が求められる大学経営に対応した職員の採用、昇任、異動は実力主義に基づいて実施されるように改善することが必要であるため、今後も勤務成績評価制度を継続していく。
- ・ 大学経営における事務職員の位置付けを明確にすることにより、事務職員の採用、育成の方向性を明確にしていく。
- ・ 外部研修の機会を増やすなどし、資質向上を図る。学外研修派遣を職員の人材の育成に向けた経営投資として明確に位置づける。投資規模は平成 25(2013)年度並みを当面は維持する。事務局連絡会議の場での研修及び学外研修報告を今後も継続する。組織目標管理、個人目標管理、個人別育成計画などの仕組みなどによって、個々の職員のスキルアップ活動を活性化し、組織全体の向上につなげるべく更なる努力を行っていく。
- ・ 職員の専門知識の向上とともに教員との連携を強化し、教育・研究支援体制を強化していく。
- ・ 平成 24 (2012) 年度から実施している勤務成績評価制度を必要に応じて改善し、個々の職員により効率的な業務遂行、能力向上を意識させ、業務執行体制の機能性を高めていく。
- ・ 資質・能力を備えた職員については、積極的にチャレンジできる仕組みを整え、組織全体の底上げを図っていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の事実の説明及び自己評価

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

- ・平成22(2010)年に策定した「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」(以下「中長期経営計画」という)と学長が主宰する将来計画委員会において決定された行動計画に基づき、事業計画と収支予算書を毎年度編成し、運営にあたっている。
- ・資産運用については、安全確実を基本に考え、平成23(2011)年に制定した「学校法人ものづくり大学資産運用規程」に基づき、理事長と専務理事が慎重に行い、理事会に報告し承認を受けている。また、デリバティブや仕組み債といったリスクの高い金融商品は運用対象としておらず、日本国債を中心に運用を行っている。

【自己評価】

- ・学生の定員割れの継続に起因した収入減が大きいものの、収入予算に見合った支出予算での予算編成を行うことで、中長期経営計画で計画したキャッシュフロー上の黒字額を確保しており、適切に運営を行っていると判断している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

- ・学生の定員割れの継続に起因した収入減の現状を鑑み、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に勘案した予算執行に努め、収支バランスのとれた運営を行うとともに、受託研究や科学研究費補助金等の外部資金の導入に積極的に取り組んでおり、平成24(2012)年度は、33件5,282万円を獲得するなど、財務基盤の確立に寄与している。

【自己評価】

- ・学生生徒等納付金の減少に対応したメリハリのある予算措置を行い、経費の抑制を行うとともに積極的な外部資金獲得への取り組みにより、収支バランスが確保できていると判断している。

(2) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

- ・メリハリのある予算編成及び予算執行を継続するとともに、学生の確保による学生生徒等納付金収入の回復に努めることとする。そのためにも、教育の質の向上等の取組みを強化するとともに、これらの情報を広く社会に発信するなどの努力を続けることとする。

3-7 財務基盤と収支

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の事実の説明及び自己評価

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

- ・ 「学校法人会計基準」及び本学の「学校法人ものづくり大学経理規程」、「固定資産等管理規程」等の規則により会計処理を行っている。
- ・ 予算編成の流れは、次のようになっている。事務局長の予算編成方針に基づき、毎年10月中旬～11月中旬に事務部総務課から各部署に次年度当初予算の原案作成を依頼する。12月から2月上旬にかけて事務部と各業務担当課長等が教学部門の要求を踏まえて調整を行い、2月下旬までに原案を作成し、代議員会に報告し、大学運営連絡協議会の議を経て、3月の評議員会、理事会で予算が決定される。また、年1回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。
- ・ 収入、支出の会計処理は、学校法人会計基準に則り行っている。また、会計処理上の疑問点や判断が難しい問題については、監査法人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談し、指導を受けている。
- ・ 各部署で起票された予算執行伝票は、諸活動の内容が記載された証憑書類とともに、事務部に回付される。
- ・ 回付を受け、事務部では、証憑書類のチェックをおこなうとともに学校法人会計基準に基づく「部門」「勘定科目」のチェックを行っている。
- ・ 決算書は、3月の会計年度終了後、決算案を作成し監事の監査を受けて、5月末までに開催の理事会で議決し、評議員会に報告し意見を伺っている。その後監査法人の決算を受けて、文部科学省への報告の上、大学ホームページ上で財務情報の公開を行っている。

【自己評価】

- ・ 学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理がなされていると判断している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

- ・ 監査システムは、監事による監査及び監査法人による会計監査とから成っている。
- ・ 監事は、「私立学校法」、「寄附行為」及び「監事監査要項」に基づき、毎年度、監事監査計画を策定し、監査を行っている。具体的には、理事長、専務理事、学長、学部長、教務長、各部署の責任者等から業務執行状況を聴取するとともに、決裁文書、重要文書等の閲覧を行い、業務監査と併せて会計帳簿及び財産状況の監査を行っている。また、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会に出席して学校法人の業務執行状況等に関する監事意見を報告している。
- ・ 監査法人による会計監査は、「私学振興助成法」に基づく監査のほか、大学運営全般についての適合性について財務面を通して監査している。監査は、日常の会計事務処理、計算書類の整合性について、定期的実施され、年度終了時には監査報告書が作成される。

- ・ 監事と監査法人の公認会計士とは、年間 2 回の意見交換会を行い、財務面の諸課題について、意見交換の上、指摘事項の調整をするほか、必要に応じて会計士の専門的立場からの見解を求めている。
- ・ 理工系大学であることから機器備品を多く保有しているため、その管理状況について各研究室をはじめ全部署に対して毎年 1 回検査及び点検を実施している。

【自己評価】

- ・ 監査法人、監事の監査体制が有機的に実施されており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされていると判断している。

(2) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 公認会計士と監事の連携をより密にすることで、さらなる会計監査の円滑化を図る。

【基準 3 の自己評価】

- ・ 経営・管理については、本法人の使命・目的の達成に向けて、関連法令をはじめ本学の諸規定に基づき、最高意思決定機関である「理事会」の下に「大学運営連絡協議会」及び「代議員会」等法人と教学部門の各組織の円滑な連携や理事長、学長のリーダーシップの下に機能的・効率的に運営されている。
- ・ 財務・会計については、財務基盤の安定に向けた運営を行っており、監査法人、監事の監査体制も有機的に機能している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1-①②③の事実の説明及び自己評価

【事実の説明】

- ・ 「ものづくり大学学則」第 2 条に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、本学の使命・目的に即した自己点検・評価を行っている。平成 22 (2010) 年度の認証評価を受審するまでの 3 年度間は、平成 19 (2007) 年 3 月に「自己点検評価中間報告書」を、平成 19 (2007) 年 12 月に「自己点検評価報告書」を、平成 21 (2009) 年 3 月及び平成 22 (2010) 年 3 月には「ものづくり大学自己点検評価報告書」を自主的に実施した。平成 22 (2010) 年 6 月に日本高等教育評価機構が指定する自己評価報告書 (本編・データ編・資料編) を作成提出し、その成果を踏まえて平成 23 (2011) 年 3 月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定されたところである。
- ・ その後、認定時の指摘事項を踏まえて平成 23 (2011) 年度の自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページ上で公表している
- ・ 自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」に基づき、学部長を委員長とする「ものづくり大学点検・評価委員会」を組織しており、上記の平成 23 年度以降の定期的な点検・評価を実施し、報告書をホームページ上で公表するものとしており。適切な運営が図られている。
- ・ 平成 25 (2013) 年度には、ものづくり大学点検・評価委員会を 3 回 (第 37 回～39 回) 実施し、本自己点検・評価報告書の作成・公表を決定した。

【自己評価】

- ・ 平成 23 (2011) 年 3 月に日本高等教育評価機構の認証評価を受けており、その時点での指摘事項の改善に努めており、平成 28 (2016) 年度での 2 回目の受審に向けて準備をすすめているところである。

(2) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

現在は平成 23 (2011) 年 3 月の認証評価において、指摘された事項の改善を中心に改善の取り組みを実施している。しかし、その後の大学等高等教育や私立大学を取り巻く環境の変化もあるため、本報告書に記載されている事項から課題を抽出し、平成 26 (2014) ～27 (2015) 年度で改善を進め、平成 27 (2015) 年度に自己点検・評価報告書としてのとりまとめを図る。

それらを踏まえ、平成 28 (2016) 年度において、自己評価報告書の作成と認証評価の受審を目途とする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2-①②③の事実の説明及び自己評価

【事実の説明】

- ・ 自己点検・評価にあたっては、学生数等の基礎データ（学校基本調査等に回答しているもの）と、その他の指定されていない統計資料（退学状況など）、授業アンケートなどの学生に対する調査、学内外での学生や教職員の活動状況など、学内で得られる客観的なデータ（これらを総括してエビデンスと理解）に基づき、自己点検・評価を行なっており、透明性の高いものとしている。
- ・ 自己点検・評価のためのデータの収集については、事務局内の連携の下に教学関係は教務・情報課に、法人運営や施設については総務課に集約されており、そのデータを用いて様々な分析を行なうものとしている。
- ・ また、平成 25 年度からは、いわゆる IR 分析にあたるものとして、過去の学生の入学、学修、卒業等に関連するデータの解析に着手したところである。
- ・ 平成 19(2007)年 12 月の「自己点検評価報告書」及び平成 21(2009)年 3 月及び平成 22(2010)年 3 月の「ものづくり大学自己点検評価報告書」については、関係先に配布するとともに教職員への配布、大学公式ホームページへの掲載、さらには図書情報センターで一般向け閲覧を実施している。また平成 23 (2011) 年度の点検・評価の結果は、教授会等で報告を行なうとともに、ホームページ上で公表しており、適切な運営が図られている。

【自己評価】

- ・ 学内のデータは、整理・収集できているが、その分析（IR）には着手したばかりであり、鋭意進める必要がある。

(2) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 平成 25 年度に学長裁量費を活用して着手した「統計解析的分析を通じた定員充足・退学者低減対策の立案」プロジェクトを、本学の今後の IR として位置づける必要がある、データの充実と共にその成果の共有をめざす必要がある。
- ・ 今後とも自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表を積極的にすすめ、透明性の高い大学運営を継続する必要がある。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の事実の説明及び自己評価

【事実の説明】

- ・ 点検・評価の結果に基づき、その改善に努めるために、内容に応じて、各種委員会あるいは学科で検討を行っている。これまで、各学科が中心となり、カリキュラムの見直しを行い、履修モデルコースの再編成やコースの名称変更を始め、カリキュラムの改善に努めてきた。
- ・ なお、平成 22(2010)年度に外部認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定されたが、指摘のあった改善意見や参考意見を踏まえ、教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めている。また、点検評価委員会、将来計画委員会等において、学長、学部長を中心とした推進状況の確認を行い、不足の場合は当該の委員会等に推進を強く求めることにより、PDCA サイクルを有効なものとするとしている。

【自己評価】

- ・ 点検・評価の結果は学内外で公表し、また、課題の学内での共有化も行っているが PDCA サイクルを有効なものとするため、一層の努力が必要である。

(2) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 現在の委員会体制において、PDCA サイクルをそれぞれの部門で行っているが、大学全体としてその進捗状況を点検し、推進する仕組みが弱いため、点検・評価委員会、将来計画委員会等において、全体を一元管理する仕組みを設ける必要がある。

【基準 4 の自己評価】

- ・ 平成 23(2011)年 3 月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された後、認定時の指摘事項を踏まえて平成 23 年度の自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページ上で公表している。
- ・ 自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」に基づき、学部長を委員長とする「ものづくり大学点検・評価委員会」を組織しており、適切な運営が図られている。
- ・ 平成 25(2013)年度には、ものづくり大学点検・評価委員会を 3 回（第 37 回～39 回）実施し、本自己点検・評価報告書の作成・公表を決定した。
- ・ 自己点検にあたっては、学内で得られる客観的なデータに基づき行っており、透明性の高いものとしている。またデータの収集については、事務局内の連携の下に教学関係は教務・情報課に、法人運営や施設については総務課に集約されており、そのデータを用いて様々な分析を行なうものとしている。

- ・ 「ものづくり大学自己点検・評価報告書」については、関係先や教職員への配布、大学公式ホームページへの掲載、さらには図書情報センターで一般向け閲覧を実施しており、適切な運営が図られている。
- ・ 認証評価で指摘のあった改善意見や参考意見を踏まえ、教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めており、学長、学部長を中心とした推進状況の確認を行い、PDCA サイクルを有効なものとする事としているが一層の努力が必要である。